

総務常任委員会

平成27年3月17日（火曜日）

総 務 常 任 委 員 会

平成 2 7 年 3 月 1 7 日（火曜日）

付議事件

《付託議案》

- 議案第 1 号 平成 2 7 年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項
- 議案第 9 号 平成 2 6 年度旭市一般会計補正予算（第 5 号）の議決についてのうち本委員会所管事項
- 議案第 1 4 号 地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院評価委員会条例の制定について
- 議案第 1 5 号 旭市看護学生入学支度金貸付条例の制定について
- 議案第 1 6 号 旭市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例及び勤務時間等に関する条例の制定について
- 議案第 2 1 号 旭市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 2 号 旭市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 3 号 旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 4 号 旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 5 号 旭市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 6 号 旭市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 3 5 号 地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院定款を定めることについて
- 議案第 3 9 号 平成 2 6 年度旭市一般会計補正予算（第 6 号）の議決についてのうち本委員会所管事項

出席委員（7 名）

委員長	向 後 悦 世	副委員長	林 晴 道
委員	高 橋 利 彦	委員	木 内 欽 市
委員	平 野 忠 作	委員	伊 藤 保

委員 太田 將 範

欠席委員（なし）

委員外出席者（４名）

議長 景山 岩三郎

議員 宮内 保

議員 飯嶋 正 利

議員 米本 弥一郎

説明のため出席した者（２３名）

副市長 加瀬 寿 一

行政改革推進課長 加瀬 正 彦

企画政策課長 伊藤 浩

税務課長 佐藤 一 則

会計管理者 赤松 正

監査委員局長 田杭 平 三

秘書広報課長 飯島 茂

総務課長 堀江 通 洋

財政課長 林 清 明

市民生活課長 伊藤 正 男

消防長 佐藤 清 和

その他担当員 １２名

事務局職員出席者

事務局長 伊藤 恒 男

副主幹 榎澤 茂

事務局次長 高安 一 範

開会 午前10時 0分

○委員長（向後悦世） おはようございます。

大変お忙しい中、ご苦労さまでございます。

天候も、だいぶ春らしくなりましたが、委員の皆さんには寒暖の差が大きい時期ですので、健康管理には十分配慮されまして、慎重審議のほどをよろしくお願いいたします。

ここで、委員会を開会する前に、あらかじめご了承願います。

議会だより取材のため、この後、職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了承願います。

ただいまの出席委員は7名、委員会は成立いたしました。

それでは、総務常任委員会を開会いたします。

なお、飯嶋正利議員、宮内保議員、米本弥一郎議員より、本委員会を傍聴したい旨の申し出があり、これを許可いたしましたので、ご了解をお願いいたします。

また、市民より傍聴したい旨の申し出があり、これを許可いたしましたので、併せてご了解をお願いいたします。

しばらく休憩いたします。委員の皆さんは、そのまま自席でお待ちください。

休憩 午前10時 1分

（傍聴者入室）

再開 午前10時 1分

○委員長（向後悦世） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日、景山議長にご出席をいただいておりますので、ご挨拶をお願いいたします。

○議長（景山岩三郎） おはようございます。

委員の皆さんには、大変忙しい中ご苦労さまでございます。

本日は、付託いたしました議案13議案について、審査をしていただくことになっておりますので、よろしくどうぞお願いいたします。審査のほうは、慎重なる審査のほどをよろしくお願いいたします。

簡単ではございますけれども、ご挨拶とさせていただきます。よろしくどうぞお願いいた

します。

○委員長（向後悦世）　ありがとうございました。

議案等説明のため、副市長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して、加瀬副市長よりご挨拶をお願いいたします。

加瀬副市長。

○副市長（加瀬寿一）　おはようございます。

本日は、総務常任委員会の開催、大変ご苦労さまでございます。

さて、本日の委員会に審査をお願いいたします議案は、全部で13議案でございます。その内訳でございますが、まず予算関係で議案第1号、平成27年度旭市一般会計予算の議決についてのうち所管事項と、議案第9号、平成26年度旭市一般会計補正予算（第5号）の議決についてのうちの所管事項、そして追加提案いたしました議案第39号、平成26年度旭市一般会計補正予算（第6号）の議決についてのうち所管事項の3議案。

条例の新規制定として、議案第14号、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院評価委員会条例と、議案第15号、旭市看護学生入学支度金貸付条例、議案第16号、旭市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例及び勤務時間等に関する条例の3議案、条例の一部改正として、議案第21号、旭市行政組織条例の一部を改正する条例、議案第22号、旭市行政手続条例の一部を改正する条例、議案第23号、旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、議案第24号、旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、議案第25号、旭市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例、議案第26号、旭市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の6議案、そして定款の制定としまして、議案第35号、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院定款を定めることについて、以上の13議案でございます。

執行部といたしましては、委員の皆様方からのご質問に対しまして、簡潔、明瞭に答弁するよう努めてまいります。何とぞ全議案可決くださいますようお願い申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（向後悦世）　ありがとうございました。

議案の説明、質疑

○委員長（向後悦世） ただいまから、本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る３月３日及び10日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第1号、平成27年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第9号、平成26年度旭市一般会計補正予算（第5号）の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第14号、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院評価委員会条例の制定について、議案第15号、旭市看護学生入学支度金貸付条例の制定について、議案第16号、旭市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例及び勤務時間等に関する条例の制定について、議案第21号、旭市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について、議案第22号、旭市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について、議案第23号、旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第24号、旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第25号、旭市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第26号、旭市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第35号、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院定款を定めることについて、議案第39号、平成26年度旭市一般会計補正予算（第6号）の議決についてのうち本委員会所管事項についての13議案であります。

初めに、議案第1号中の所管事項について、担当課より補足して説明がありましたら、お願いいたします。

財政課長。

○財政課長（林 清明） 議案第1号、平成27年度旭市一般会計予算の議決につきましては、既に過日の全員協議会におきまして、予算の概要説明を申し上げたところでございます。また、本会議の中でも補足説明を申し上げ、質疑をいただいたところでありますので、財政課からは1点、議案第39号、平成26年度一般会計補正予算（第6号）とのかかわりについて申し上げます。

議案第39号の補足説明を申し上げましたとおり、予定した事業の中には議案第1号に計上されているものが幾つかあり、その事業費、予算額は合わせて6,501万6,000円になります。これらについては、当然執行せず、地方創生先行型交付金の交付決定通知を待って、減額補正を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

さらに、何点かに絞りまして、所管課から補足説明をいたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○委員長（向後悦世） 総務課長。

○総務課長（堀江通洋） それでは、総務課所管の人件費について、補足して説明いたします。

予算書の288ページをお開きください。

給与費明細書の一般職分です。まず、上段の（１）総括の職員数本年度669人は、平成27年1月1日現在の各課に配置しております職員数を基本に、退職者、採用者及び会計間の異動等を考慮して、27年度の配置予定者数を計上したものです。前年度と比較しまして9人の減となっております。

給与費のうち給料は、本年度の予算額が24億6,254万3,000円で、前年度と比較して5,495万7,000円の減となっております。これは、主に職員数の減によるもので、給与改定に伴う減額分と定期昇給による増加分及び退職等のいわゆる新陳代謝によるものです。

職員手当については、下段の内訳を載せております。

まず、扶養手当です。手当の内容は、配偶者の扶養手当が月額1万3,000円、子供等の扶養手当が1人6,500円です。前年度と比較して230万6,000円の減は、対象人数が減少したことによるものです。

次に住居手当です。手当の内容は、借家の家賃に応じて計算し、支給限度額は2万7,000円で、前年度と同額です。

次に通勤手当です。内容は、自動車通勤の場合は片道2キロメートル以上の者について距離数に応じて支給し、電車等の公共交通機関利用の場合は、定期券等の運賃相当額を支給いたしております。前年度と比較しまして346万円の増額は、県の人事委員会勧告に基づき実施した通勤手当の引き上げによるものです。

次の特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、及び下段の休日勤務手当は、主に消防職員の火災出場等の手当で、金額は1回200円から500円を支給します。

次の時間外勤務手当は、平日の午後10時までは1時間当たり時間単価の100分の125を乗じて得た額、週休日の午後10時までは100分の135を乗じて得た額、午後10時から翌朝の午前5時までは、さらにそれぞれ100分の25を加算した額等を支給しております。

次の宿日直手当は、休日に日直業務をした者に支給するもので、1回4,200円を支給しております。

次の管理職員特別勤務手当は、管理職の職員が緊急のため、休日に勤務した場合に、6,000円から1万2,000円の範囲で支給するものです。実際には手当に代えて、代休で処理することがほとんどです。

次に下段に移ります。

休日勤務手当は、休日に勤務した場合に、1時間当たりの時間単価に100分の135を乗じて得た額を支給するものです。

次の管理職手当は、管理職の職務に応じて月額2万7,800円から4万4,300円を支給するものです。前年度と比較しまして252万7,000円の減額は、管理職人数の減によるものです。

続いて、期末手当と勤勉手当です。

期末手当の支給率は、6月が1.225月、12月が1.375月、勤勉手当は6月も12月も0.75月で、合計で年間の支給率は4.1月分であり、前年度と比較して、期末手当は1,349万7,000円の減で、給与改定や職員数の減等によるものです。勤勉手当の2,512万円の増は、支給月数の増、0.15プラスになるものであります。

次の児童手当については、中学校終了前までの子供を養育している職員に支給されるものであり、3歳未満の子供については、月額1人1万5,000円、3歳から12歳までの子供については、第1子と第2子は1人1万円、第3子以降は1人1万5,000円、中学生については、1人1万円を支給されるものであります。前年度と比較しまして、ほぼ横ばいとなっております。

夜間勤務手当は、前年度と同額で、午後10時から翌朝の午前5時までの間に勤務する職員に支給されるもので、1時間当たりの単価に100分の25を乗じた額を支給しており、対象は、主に消防職員でございます。

その他、給料及び職員手当の増減額の明細について、また職員1人当たりの給与額、初任給、給料の級別職員数などを記載してございますので、ご覧いただきたいと思います。

以上で、総務課から人件費についての補足説明を終わらせていただきます。

○委員長（向後悦世） 税務課長。

○税務課長（佐藤一則） それでは、市税について補足説明を申し上げます。

予算書の11ページをご覧いただきたいと思います。

1款市税であります。平成27年度の市税の合計額につきましては70億299万円で、前年度比5,486万9,000円、0.8%の減を見込んでおります。

内訳としましては、現年度分が68億3,487万9,000円、滞納繰越分が1億6,811万1,000円を見込んでおります。

続きまして、主な税目についてご説明をいたします。13ページをお願いいたします。

1項1目個人市民税は28億2,739万円で、前年度比446万3,000円で、0.2%の減を見込んで

おります。現年課税の徴収率につきましては96.22%で、前年度比0.24ポイントの増を見込んだものでございます。

1項2目法人市民税につきましては4億3,153万5,000円で、前年度比1,951万5,000円、4.3%の減を見込んでおります。現年度分の徴収率については99.43%で、前年度比0.09ポイントの増を見込んでおります。市民税については、個人、法人とも地方の景気回復の遅れなどから減収を見込んでおります。

次に、下のほうになりますが、2項1目固定資産税につきましては27億8,263万4,000円で、前年度比2,699万7,000円、1.0%の減を見込んでおります。現年課税の徴収率につきましては96.75%で、前年度比0.52ポイントの増を見込んでおります。固定資産税については、平成27年度が評価替えの年度になります。

土地につきましては、宅地価格は平均0.3%下落しておりますが、宅地及びその他への地目異動が大きく、税額のほうは増となる見込みでございます。家屋につきましては、評価替えのため、既存家屋の評価額が減額となり税額は減となる見込みです。償却資産税については、中小企業の設備投資が見込めない状況でありまして、税額のほうは減となる見込みでございます。

14ページをお願いいたします。

3項1目軽自動車税は1億5,299万4,000円で、前年度比596万4,000円、4.1%の増を見込んでおります。現年課税の徴収率については95.71%で、前年度比0.66ポイントの増を見込んでおります。

軽自動車税については、登録台数が増加傾向にあり、税額は増となる見込みでございます。

4項1目市たばこ税であります5億5,605万9,000円で、前年度比1,009万9,000円、1.8%の減を見込んでおります。たばこ税につきましては、消費本数が減少傾向にあるため、税額は減となる見込みであります。

続きまして、15ページをお願いいたします。

7項1目都市計画税は2億4,181万6,000円で、前年度比128万円、0.5%の増を見込んでおります。現年課税の徴収率につきましては96.75%で、前年度比0.52ポイントの増を見込んだものでございます。

以上で、補足説明は終わります。

○委員長（向後悦世） 担当課の説明は終わりました。

議案第1号について、質疑がありましたらお願いいたします。

木内欽市委員。

○委員（木内欽市） ただいま税務課長からご説明がございました13ページ、固定資産ですか、評価替えとかで多少固定資産が上がったと今おっしゃられましたが、今だীবソーラー発電をやっていますよね。こういうののあれもあろうかと思うんですが、ソーラーの場合はどのように、宅地の半分ぐらいとかいろいろ、そういうちょっとご説明お願いします。

○委員長（向後悦世） 木内欽市委員の質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（佐藤一則） それでは、ソーラーシステムの関係なんですけれども、土地につきましては、宅地課税の2分の1ということで課税のほうを昨年からやっております。現在、把握しておりますのが大体50から60ぐらいの地域は把握しておりますけれども、その戸数につきましては結構増えておりますので、増加傾向にあります。

そういう関係で、宅地の評価自体は下がりましたけれども、そういう異動等、それから宅地に変更になると、それから、その他の今雑種地ということで通るソーラーの場合、2分の1の宅地課税となるということで、土地のほうは税額が増えております。

以上です。

○委員長（向後悦世） 木内欽市委員。

○委員（木内欽市） それと、直接は関係がないけれども、あと機材ですか、設備のほうもこれは固定資産上がるんではないか。

○委員長（向後悦世） 税務課長。

○税務課長（佐藤一則） 個人の住宅等については、課税のほうありませんが、工業団地とかそれから大きなものでいろいろやっておりますが、評価額として判断されまして、申告がありますので、それに基づいてうちのほうは課税をしております。

以上です。

○委員長（向後悦世） ほかに質疑はありませんか。

高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） 288ページの給料についてお尋ねしますが、この給料は、市が臨時として直接雇っている人は、この給料に入っていると思うんですが、そういう中でその直接雇っている臨時職員ですか、これは何人くらいいて、その給与の条件はどうなっているのか。また、そのほかに委託している場合がありますね。それは、物件費ですか。これでやっていると思うので、その辺ちょっと見えないので、説明をお願いしたいと思います。

○委員長（向後悦世） 高橋利彦委員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（堀江通洋） あくまでも288ページ、一般職の職員数については、定数に含まれる人員の数のみでございます。臨時職員、それから委託で人件費のようなものについては、今ちょっと資料を持っておりません。この288ページの人件費については、職員として採用した常勤の職員の数でございます。

以上です。

○委員長（向後悦世） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） そうしますと、臨時職員はどういう科目でやっているのかお尋ねします。

○委員長（向後悦世） 総務課長。

○総務課長（堀江通洋） 一つの例をとりますと、予算書の賃金、どこでもいいんですけども、ちょっと今あけたところ、88ページ、民生費のところを今あけましたので見ていただいて、その中に2番の社会福祉総務事務費の中に、7賃金とございます。そういうのが臨時職員の賃金に充てております。この各款に所属する賃金を合計してみないと、臨時職員について、今人事のほうで集計しておりますので、後ほどお答えしたいと思います。

あと、委託の関係については、ほかの課から説明いたします。

以上です。

○委員長（向後悦世） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） いずれにしても、その臨時的賃金ですか、それから委託、それは後で明細出していただくとして、この前市民会館ですか、受けたんですが、そのときは結局臨時職はここに人件費として入っているという、この給料でこの前説明を受けたわけなんです。そうするとだいぶ矛盾すると思うんですが、その辺はどうなんですか。

○委員長（向後悦世） 総務課長。

○総務課長（堀江通洋） 今の高橋委員のご質問なんですが、市民会館の人件費は、再任用というのは定数に含まれない職員ですので、一般の職員と同じ給料費の中に週3日の賃金が含まれます。

この再任用は、要するに1年、2年の長期にわたって採用できます。しかし、臨時職員については、単発6か月ごとの切りかえになりますので、これはあくまでも賃金として、職員ではございませんので、分離してございます。

○委員長（向後悦世） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） そうしますと、先ほどの給料ですね、給与費、24億ですか。この中には任期付き職員の頭数ではないけれども、職員数ではないけれども、金額では入っているということですね。では、その金額はどのくらいになるのか、それで27年度の予定では、どのくらいの金額になるのか、また人数ですか、それから1日当たりの賃金、給与にしたらどのくらいになるのかお尋ねします。

○委員長（向後悦世） 総務課長。

○総務課長（堀江通洋） ちょっと詳しい数字は持っておりませんが、再任用職員は8名でございます。年間約170万円、その8人分を給与費の中に入れてございます。

再任用の場合には、若干の期末勤勉手当も出ます。それで、日給にしますと9,000円ぐらいだと思います。そこに期末勤勉手当も6月と12月にも出ますので、トータル的には170ぐらいと認識しております。

以上です。

○委員長（向後悦世） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） よく農協と市役所を比較されますけれども、大体農協が58歳、役職定年で給料が7割、それでまた今度は60歳定年で7割で65歳まで使うという中で、大体60歳定年で再雇用される場合は、十七、八万円の給料なんです、毎日出勤してね。それから見ますと、だいぶ市役所のほうが高いということですよ。

○委員長（向後悦世） 木内欽市委員。

○委員（木内欽市） 同じページ、288ページ。

先ほど職員が9人減ったとご説明がありましたが、退職者何名で、新規職員何人だったんですか。

○委員長（向後悦世） 木内欽市委員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（堀江通洋） ちょっと資料ないんですが、退職者35名に対して採用が29名です。

失礼しました、途中で亡くなった方、そういうものを入れると、今一般会計で35名の退職が29名の採用ということでマイナス6名、そこに他会計のところもございますので、全体で……ちょっと今整理させますので。

以上です。

○委員長（向後悦世） 木内欽市委員。

○委員（木内欽市） 合併当初は、たしか退職者に対して3分の1の採用と、このように聞いていたんですが、これを見るとだいぶ上がっていますが、別に上がっても都合だからいいんですが、どういうことで、当初から変わったということですか。説明できますか。

○委員長（向後悦世） 総務課長。

○総務課長（堀江通洋） 旭市定員適正化計画というものを合併した後に、まず作りました、5年間を。その中で、平成17年から、来年からは第3期になるんですが、定員適正化計画で平成17年に職員数851名おりました。その中で、ルールとして退職者の半分を採用するということをやってまいりましたところ、予定よりだいぶ減りました。そういうことで、現在平成26年度では、平成17年に851人であったものが平成26年では708名と、143名の減員となっております。予定数よりだいぶ少なくなっておりますので、計画より。

最近では、先ほど言いましたように、退職者35名の中で29名というのは、今後の第3次の計画で示すように、旭市にある程度、旭市の場合には、消防も単独で持っていますし保育所の数も多くございます。そういうことを加味しながら、退職者の半分じゃなくて、今後は年間、毎年6名から7名を減らして、平成33年には668名まで減らそうという計画で第3次の計画を作っております。中間年度の30年には、状況を見直しをして、再度見直すということでやっておりますので、当初の退職者の半数を採用するというのは、今使っておりません。以上です。

○委員長（向後悦世） 木内欽市委員。

○委員（木内欽市） そうすると、だんだん適正化に近づいてきたというような理解でいいんですかね。

それとあと、市長の政務報告で、庁舎の建設の場所が大体発表されました。新庁舎ができますと旧支所はだんだん閉鎖というか、そのような方向になるのでしょうか。その辺はどうですか。

○委員長（向後悦世） 総務課長。

○総務課長（堀江通洋） 一応、今回の市長の政務報告で、市民会議、そういうご意見をいただいたものを重視して、建設候補地としてこれから県や国との法令的な手続きを進めてまいりたいということで、お話しありました。

そういうことで、公園の見直し等済みしましたら、それと伴って建設に入るわけなんです、基本設計等入るわけなんです、それと同時に、この機構改革、課をどういうふうにするのか、支所をどうするか、そういう施設等も行革と一緒に役所の中にはどんな課を配属して、

どういう市民の利便性を考えた動線を作るのか、そういうものを協議しながら支所の関係も考えていきたいと思います。

以上です。

○委員長（向後悦世） 木内欽市委員。

○委員（木内欽市） 私が聞きたいのは、支所もあれなんです、職員の、私はちょっと分かんませんが、課によっては物すごく職員が足らなそうな課もあるし、片や、これは失礼けれども、どういう仕事しているか分かりませんが、片やそんなに忙しそうでない課もあるので、そこらの職員の配置のバランスですね、そういうところをお考えいただきたいと思っの質問です。別に支所が遊んでいるとかそういう意味じゃないですが、どんどん職員を減らしてきて、課によっては物すごく忙しそうな課もある。

例えば、税金の申告時期は皆さん応援に行きますよね。そういうような時期時期によって、そういう同じ課でも手を貸せる課は多少行くとか、そういうようなことは今後は考えませんか。

○委員長（向後悦世） 副市長。

○副市長（加瀬寿一） 今、木内委員おっしゃったとおり、税金の申告だとか経験者がかなり手伝ったり、そんな格好で今も進めております。手伝える部分はどんどん手伝って、そんな形でやっておりますので、これからもそういう体制はとっていくつもりですし、今もそれは進めております。

全体のトータルの人数、これはこれからもまた減らす方向で来ています。あとは、施設がある限り、やはりそこに人は配置せざるを得ないところもありますので、庁舎の改築、そして公共施設のあり方、その辺を十分詰めながら、人員配置も考えていくというふうに考えております。よろしくお願いします。

○委員長（向後悦世） いいですか。

（「はい」の声あり）

○委員長（向後悦世） ほかに。

高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） 職員の数につきましては、この前40人ですか、今後減らすという数字が具体的に出ているわけなんです、それはどういうふうに減らすか、もうシミュレーションを作った中で、もう具体的に出ているのかお尋ねをします。

○委員長（向後悦世） 高橋利彦委員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（堀江通洋） 平成26年度から33年まで第3次旭市行政改革アクションプランに合わせまして、7年間で40人の職員の削減を計画しております。これについては、今後も退職者がやはり出ます。そういう定年退職者、それから定年前に退職される方もございまして、そういうことを加味しながら、採用で調整をして、平成26年からマイナス6人、28年にはマイナス7人、29年はマイナス7人といった計画を立てまして、平成33年には、今の職員数の40人減とする計画を第3次定員適正化計画の目標数値としております。

以上です。

○委員長（向後悦世） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） 毎年何人ということですが、やはり最終的にこれだけは完全に必要だと、そういう数字を把握できない中では、それは何もならないんじゃないかと思うんです。その最終的な、これだけ必要と、その数字は今把握しているんですか。

○委員長（向後悦世） 総務課長。

○総務課長（堀江通洋） 高橋委員の言うとおりでございます。合併して庁舎も分散している中で、適正な数字、職員数というのは現在把握はできないです。ましてや他の市と比較しますと、消防署を単品で持っている、保育所の数も多くございます、ほかの市と比べまして。そういう特殊要因もいろいろ加味しまして、今後、新庁舎建設後にはきちんとした旭市にあった定数を考えていかなければと考えております。

以上です。

○委員長（向後悦世） ほかに質疑はありませんか。

平野忠作委員。

○委員（平野忠作） ページ数211ページ。下段のほうになります災害に強い地域づくりということで、13節の委託管理料ですね。これは築山のことだと思います。1,360万8,000円ですね。これは、実はたしか平成23年の震災の9月にタワーもよいけれども、築山も有効的じゃないかと私言った覚えがあるんですけれども、この概要等分かれば、ご説明ちょっと願いたいと思います。

○委員長（向後悦世） 平野忠作委員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（堀江通洋） 一般質問の中でもお答えいたしました。築山のここには設計・監理委託料1,360万8,000円と出ておりますが、今後築山を計画する中で、旭市にはどういうもの

を造ったらいいかという、津波マウンド基本実施設計ということで、イメージとしてどういうものが必要なのか。それには約500人以上の方が登れるような施設で、どんなふう to その地区に合ったものがあるのかという、そういう委託を専門家にいろいろアドバイスをいただいたり、市の状況を説明しながら委託をするそういう設計を、業務を委託するものです。

以上です。

○委員長（向後悦世） 平野忠作委員。

○委員（平野忠作） そうしますと、避難タワーがたしか屋上部分が50平米と聞いています。100人と言っていましたよね、たしか逃げ込めるのが。これはもう100人でも200人でも乗ればいいんですけども、そういうような説明を受けていまして、市のほうとしては、今後避難タワーも4基で、これ以上はあまり望まないというようにたしか説明を受けたと思います。

この築山がたしか有効的で、これは運動になるし、皆さんがまた憩える場所にもなるし、またそんなに何といいますか、500人というと平米で言うとはやり1,000平米くらいのあれになるのかな、頂上部分が。これからは、有効的に使えると思いますので、ぜひとも早く、この1基は必要だと思いますので、何かありましたらお願いします。

○委員長（向後悦世） 総務課長。

○総務課長（堀江通洋） 一応1人当たり1平米ということで、500平米を見込んでおります。築山の場合には、いろいろな形があろうかと思います。それと、金銭、金をかければいろいろなこともできると思います。ああいう築山については、将来残るものでございますので、建てたもの、鉄筋やそういうもので建てたものと違って、末代まで残るということで、いいじゃないかと思います。

以上です。

○委員長（向後悦世） ほかに質疑はありませんか。

林晴道委員。

○委員（林 晴道） 今と同じく災害に強い地域づくりの築山の詳細検討業務なんですけれども、これはあれですか、築山の形だとかものを検討する詳細なんでしょうか。それとも場所、この場所にこういう形で建てた場合にはどうなのかという検討をしている業務なのかをお伺いしたいのと、もう1点です。

あとは、消耗品費、この中に防災備蓄食料ですか、これが含まれているものかと思うんですが、今現在、本市においてはどのぐらいの量があるものなのか。それから、食料なので、

消費期限ですか、これが年間どのぐらい入れ替わりがあって、処分に対しては処分費が予算の中に含まれているのか、お伺いしたいと思います。

○委員長（向後悦世） 林晴道委員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（堀江通洋） まず、築山の件なんですが、これは先ほども言いましたように、イメージ、そういうものを作るための委託でございまして、場所が決まれば地質調査とか測量とかいろいろ入りますが、まず旭市に合った築山とはどういうものを造るか、そういうものの参考資料としてお願いするものです。

それと、備蓄倉庫の中に備蓄品、備蓄品のことなんですが、今後計画的に28年まで5,000人分を確保しようと思っております。そういう計画でやっております。アルファ米とかパンの缶詰、それから飲料水、毛布、それとトイレセット、そういうものを5,000人分を確保するために28年まで毎年1,000人分ずつ計画を立てて、その中には飲料水、そういうものに期限切れがございまして、そういう期限が切れそうな前に防災訓練とか、そういうところで活用してございます。賞味期限の切れる前に。

今現在なんですが、平成26年度末では3,000人分ですけれども、3,033人分は食料を確保しております。飲料水については3,000人分確保してございます。あと、27年、28年で5,000人分の計画で今、購入してございます。

以上です。

○委員長（向後悦世） 林晴道委員。

○委員（林 晴道） ではまず、築山の検討業務なんですが、これから幾つぐらいの築山を検討されていくのか、今回この予算をとった場合に、同じもの、似たようなものをもう1か所造る場合には、こういうような同じ検討業務という費用がかからなくて済むのかどうか。その部分と、食料なんですが、ということは大体あげちゃって、消費期限が近いものはあげちゃって全部済ませちゃっているということなんですか。寄附だとか例えば給食なんかに活用するとか、そういうことでなくて、もうみんなあげてしまう、そういうことなのかどうかお伺いします。

○委員長（向後悦世） 総務課長。

○総務課長（堀江通洋） 給食のほうにあげるとかじゃなくて、大体アルファ米とかパン、そういうものは期限が非常に長いです。飲料水については、若干保存年数が5年ということで、サイクルに合わせて防災訓練、避難訓練とか、そういうときに皆さんにお配りしております。

それと、築山については海岸地域一体を避難場所として指定してございます。そういうものを加味しまして、今、矢指地区が非常に避難する高台もなく、避難するところがないということで、現在では築山については今後の計画は、今現在は2基、3基とやるという計画はございません。取りあえず1基を実施するというところで進んでおります。

以上です。

○委員長（向後悦世） 林晴道委員。

○委員（林 晴道） それでは続いて、48、49ページなんですけど、一般管理費で、これは庁舎管理費の委託料なんですけれども、清掃等管理委託ですか、同じく49ページにもコミュニティ施設管理費で委託料で同じ清掃等委託料があるんですけれども、庁舎のほうの場合には、予算が1,300万円を超えていて、結構大きいんです。議会のほうで控室等にいますと、事務局の職員の方が結構掃除や何かをやっていただいております、なかなか清掃員の方なんかというのが入ってきたり、会う機会ないんですが、これ金額大きいんですけれども、どのようなものなんでしょうか。

○委員長（向後悦世） 総務課長。

○総務課長（堀江通洋） この48ページ、49ページの清掃委託料でございます。まず、私のほうから49ページのコミュニティ施設管理費の中の清掃委託料、これについては干潟支所の中にコミュニティ施設持っております。そこを清掃する委託を外部に発注しているものでございます。48ページについては、財政課のほうからお願いしたいと思います。

○委員長（向後悦世） 財政課長。

○財政課長（林 清明） 庁舎の清掃業務については、先ほど部屋の中がということでありましたが、基本的には窓と廊下を中心に日常やってもらっていて、部屋の中は月に一遍とか2か月に一遍とかという仕様になっておりますので、部屋の中にはなかなか入ってこないという状況です。

それから、1,300万円が大きいということですが、この中には本庁舎、それから各支所が入っておりますので、建物が計4個分の清掃業務だということで、ご理解をいただきたいと思います。

○委員長（向後悦世） 林晴道委員。

○委員（林 晴道） そのコミュニティ施設と比べて金額が大きいのは、やっていただく面積が広いからと、そういうことなんでしょうか。面積なのか、人なのか。どのぐらいの人を入れてこの金額になっているのかとかありましたら、お伺いしたいと思います。

○委員長（向後悦世） 財政課長。

○財政課長（林 清明） 面積がまず第一であります。それから人についても、例えば本庁舎支所については毎日掃除をするということになっておりまして、コミュニティは若干少ないのかなと、回数は仕様、今分かりませんので、お答えしづらいんですけども、庁舎関係はとにかく毎日掃除だということであります。

○委員長（向後悦世） ほかに質疑はありませんか。

高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） 19ページ、使用料及び手数料の行政財産使用料131万1,000円ですか、この内容についてお答えいただきたいと思います。

○委員長（向後悦世） 財政課長。

○財政課長（林 清明） 131万1,000円につきましては、行政財産内の電柱等の占有使用、それから電話柱、さらには施設内の自動販売機設置に係る使用料等で131万1,000円ということでございます。

○委員長（向後悦世） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） そうしますと、職員駐車場ありますね。今は契約は、市とそれから県の職員の間では全然やっていないということですか。

○委員長（向後悦世） 財産課長。

○財政課長（林 清明） まず、職員駐車場ですが、これは何か昨年も質疑があったということですが、行政財産ではないということで、別の項目で入ってございます。ちょっと待ってください。予算書でいいますと35ページ、19款4項5目の中に備考欄、説明欄の5で駐車場収入として400万円ほど計上しております。

○委員長（向後悦世） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） これは、全部市が必要だからということで借りているんじゃないんですか。借りていれば行政財産じゃないんですか。まずそこをお尋ねします。

○委員長（向後悦世） 財政課長。

○財政課長（林 清明） 今議会に当たって、昨年度説明した中でちょっと言葉が足らなかったということのようではありますが、まず法律、地方自治法等によりますと、公有財産とは所有する、所有に属する財産だということで、賃貸借しているものは、公有財産に入らないと。公有財産を行政財産と普通財産に分けるということでありますので、まず公有財産ではないということから、行政財産ではないということが正しいようです。

それで、地方財務実務提要という参考書みたいなものがあるんですが、その中では、借り上げ庁舎の目的外使用、いわゆる建物を借りて庁舎として使っている場合、その一部をというところ実例が載っておりまして、その場合でも行政財産ではなくて、もし第3者に貸したら、民法上の転貸の手続きが必要になるというふうに載っておりますので、今回もこの駐車場につきましても、行政財産ではないということで整理させていただいております。

○委員長（向後悦世） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） それは行政財産でなければ、それはそれでいいです。しかしながら、人に貸すべくものをなぜ市が借りなくちゃならないのか。その辺まず、お尋ねします。

○委員長（向後悦世） 財政課長。

○財政課長（林 清明） 一番最初に借りるときの地主さんのほうから、まず全体を借りてくれということがあったということ、それからこの庁舎の駐車場が非常に不足していたということの中で、全体を借りてという契約になっているということで、その転貸につきましても、民法の612条というのが該当するんだそうですけれども、貸す人の承諾を得なければということの中で、海匠支庁の職員駐車場利用者に貸しますということについては、所有者の承諾を得ているということであります。

○委員長（向後悦世） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） これは民法の問題とか、それは当然市が借りている駐車場、よそへ貸すと言えば、これは貸し主は当然了解すると思いますよ。しかしながら、市がなぜ、はっきりしているものをです、市の使用部分と県の職員の使用する部分がはっきりしているものをなぜ、市が借りなくちゃならないのか、こんなばかなことないと思うんです。ただ、そういうことは、結局貸し主ですか、了解したから民法上はいいと、これは論外の話だと思うんですが、その辺副市長どう思いますか。

○委員長（向後悦世） 財政課長。

○財政課長（林 清明） 借り出した当初がとにかくこの庁舎が駐車場が不足している中で、先日まであった税務申告等の際も非常に混雑するという中で、さらに余分な駐車場が必要だという判断があったというふうに聞いております。そんな中で、地主さんとの契約の中では、毎日とまらない余剰分については、契約額を安くしてもらって借りているという現実もありますので、その辺はご理解をいただければと思います。

○委員長（向後悦世） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） ここに駐車場が少ないから借りている。しかしながら、県の職員が使っ

ているところは市が使えないわけです。それで、そこで違法となったときに、なぜこの契約をやり直ししないのか。法的に間違っているでしょう、それをなぜやらないのか。その辺、お尋ねします。

(発言する人あり)

○委員（高橋利彦） だから契約が本来なら市が借りないで県の職員と地主の契約でいい。

(発言する人あり)

○委員（高橋利彦） いや、なぜ県に代わって市が借りてやらなくちゃならないのか。

○委員長（向後悦世） 高橋委員、ちょっとお待ちください。議案の審査は途中でありますが、ここで11時15分まで休憩いたします。

休憩 午前11時 5分

再開 午前11時15分

○委員長（向後悦世） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、高橋利彦委員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（林 清明） 海匠支庁の職員の利用者に貸すようになった時点で、契約を結び直すべきだというご指摘です。たしかにそうだったのかもしれませんが、地権者との協議の中で、転貸の道を選んだということですので、その辺については、今後地権者との交渉の席では交渉していきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○委員長（向後悦世） いいですか。

高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） 行政ですから、曲がり真つすぐは許されないわけです。やはり真つすぐ、法にのっとってやってもらいたいと思います。これから見直し、例えばこっちが払いました、その後、向こうから地代をもらうとなったら、その差、何でもあったら、その逆でもいいですよ、じゃ、何のために市が金を立て替えるのかという問題にもなっちゃうでしょう。そうじゃありませんか。

いずれにしても、法にのっとってやってもらいたいと思います。そういう中でいつまでやるのか、答弁いただきたいと思います。

○委員長（向後悦世） 財政課長。

○財政課長（林 清明） 法にのっとってということであれば、法律にはのっとっているところのご理解をいただきたいと思います。ただ、本来違うだろうというのはあるのかもしれませんが。

それから、いつまでかということにつきましては、先ほども申し上げましたが、新しい庁舎の建設までには片をつけたいと思っております。

以上です。

○委員長（向後悦世） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） 法にのっとって、じゃあ人に貸すために最初から借りたんですか、駐車場。そうじゃないでしょう。向こうは市に貸したほうが確実だからということで、市との契約にしたわけでしょう。

それから、新庁舎云々と言いますけれども、行政が例えば税金納めない、10年待ったら払ってくれますということで、そういう道理、通りますか。やはりそのときに直すのは本来の姿だと思います。

○委員長（向後悦世） 財政課長。

○財政課長（林 清明） 検討はしてみたいと思いますが、先ほども申し上げましたが、例えば建物を借りたときに貸し主としては建物全部を貸したいよと。市として、使わない場所、余っている場所があれば転貸も構わないということでもありますので、その辺はご理解をいただければと思います。

それから、駐車場に関して言えば、職員と来庁者のための駐車場として当初は借りたと。海匝支庁のほうでも駐車場が足りなくて、いろいろ探している中で、まだ余裕があるようだからということで、今のような取り組みになっているということで聞いておりますので、その辺も併せてご理解をいただければと思います。

○委員長（向後悦世） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） そういう気で、来庁者のためって、向こう来庁者使いますか、実際。それから、最初からもうそれは分かっていることなんでしょう。あとは言ってもしょうがないから、これで。

○委員長（向後悦世） 財政課長。

○財政課長（林 清明） 先ほど委託費のお尋ねがありました。物件費の中の委託でどのぐらいということではありますが、職員が減った分の委託がどのぐらいかということについては、

分析ができないので、委託料全額でお答えいたしますと、27年度予算で23億4,991万8,000円という数字であります。

以上です。

○委員長（向後悦世） 総務課長。

○総務課長（堀江通洋） 高橋委員の質問の中に、職員とは別に臨時で採用している人の全体的な人数と金額についてをお示し願いたいということでしたので、27年度の予算に計上している賃金については、延べ325名、この予算全体で支払う金額はちょっと大きいんですが4億3,640万円ほどでございます。この主な臨時については、保育士については41名ございます。産休の代替保母とか、定数の中で臨時を雇わなければならない。例を出しますと、3歳未満児は3人に1人の保母をつけなければならないとか、そういう規制がございますので、保育士については41名、年間を通してやっていただいております。

それと給食センター、この臨時についても15名ございます。あとは、時期的な税務課とか建設課については登記とか、そういうものをする方を雇ったり、各課においていろいろな業務で短期間であったり、半年を通じて雇ったりということによってやっております。

以上です。

○委員長（向後悦世） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） 職員適正化計画とか、それから人件費を減らすとかといっても、やはりこういう臨時の部分でも約4億3,000万円、それからまた、例えば水道みたいに業務委託、全く人件費だけでも業務委託もありますから、そうしますとそこで、また職員数、適正化の中には任期付きの職員は入らないとなると、皆さん方はよく分かるでしょうけれども、我々は何人どうなっているか、またどれだけ人件費がかかっているか全然分からないんです。ですから、本当にこの予算というのは我々にすれば魑魅魍魎というのが実態ということだけ述べて、これは答弁いりません。

○委員長（向後悦世） ほかに質疑はありませんか。

木内欽市委員。

○委員（木内欽市） 先ほど林委員が質問がありました備蓄、食料備蓄ですか。先の震災のときにはこれどのぐらい出ましたでしょうか。概算でいいです。

○委員長（向後悦世） 木内欽市委員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（堀江通洋） 先の23年度の震災については、だいぶいろいろなところから毛布と

かそういうものを本当にいただきました。そういうもので対応したもので、一応その後、24年からこういう計画を立てて、市独自で備蓄をするということにしております。

○委員長（向後悦世） 木内欽市委員。

○委員（木内欽市） たしか本当に周りの人たちからいろいろいただいて、アルファ米とかは食べなかったと思うんです。いろいろお弁当いただいたりしているので、ですから、これも数がこのぐらいあれば私はもう十分だと思うんです。毛布とかは、あれは被災者にあげちゃったんですか。回収したんですか、あれは。あげちゃったら買わないといけないですが、あれはあげちゃうんでしょうね、きっとね、と思いますけれども。

それで、この辺はここを見てもどこの家でも、農家とか農協はお米保有しています。ですから、そういったのと災害協定、あるいはJ Aからやってもらうとか、それで皆さんも個々に出ちゃうじゃないですか、ご飯を炊き出して、みんなおにぎり食べたんです。アルファ米を食べた人は被災者誰もいないと思うんです。ですから、備蓄は備蓄で結構ですが、地区地区に応じて、これが大都会ならそういう備蓄も必要でしょうよ。ただ、この辺は農村地帯でどこの家にもお米はいっぱい持っているわけですから、それであれば、食料の備蓄はあまり重きを置かないで、どうせ終わったらあげちゃうとか、そういう具合で使っているのであれば、もっと有効なほうに使ったほうが良いと思う、提言ですから。

それとあと、伊藤園とか災害協定結んでいますよね、お茶の。そういうのはあれでしょう、買うんでしょう。無料じゃない、買うんですか。

○委員長（向後悦世） 総務課長。

○総務課長（堀江通洋） ご指摘のとおり買います。ただ、優先的に持っていただく、来ていただくということになっております。

○委員長（向後悦世） 木内欽市委員。

○委員（木内欽市） 本当に備蓄というのは、非常に大事だとは思いますが、阪神・淡路大震災でもどんな災害でも、飢え死にした人、一人もいないんです。食料がなくて困っちゃって死んじゃったというのは一人もいないの。この間の3.11、東北地方でも食料がなくて死んじゃった人誰もいないです。ですから、備蓄備蓄と備蓄も良い言葉なんです、この辺はこの地区に応じた、また新たな取り組みも市独自でまた考えていただければと、このように思っ
ての質問です。ご答弁結構です。

○委員長（向後悦世） ほかに質疑はありませんか。

太田委員。

○委員（太田將範） 先般、委託費についていろいろ疑問が出ているんですけども、業務委託みたいな形とか人件費の委託とか、そういった形である程度やむを得ないものにつきましては、議論の余地は少ないと思うんですけども、例えばここに出ております総務費の中で、一般管理費の中に公共施設等総合管理計画策定支援業務委託料とかという形で六百何十万円というかなりボリュームのある委託料が出ております。これにつきましては、大体今までに公共施設がどこにどれだけあるという形のものがかなり出てきているわけですから、これについて、業務委託でどのような内容をお願いしているのか、お聞きしたいと思うんです。

もう1点、それから同じような形で……

（発言する人あり）

○委員（太田將範） 50ページの一般管理費の中の委託料です。

それから、次の次のページです。職員研修委託料という形で750万円というかなりボリュームのある委託料がついているんですけども、これはどのような形での委託になるのか、内容についてご説明をお願いをします。

○委員長（向後悦世） 行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（加瀬正彦） 行政改革に関連して公共施設の総合管理計画の策定の支援業務、これはあくまでも支援業務ということで、うちのほうで公共施設白書を作りまして、その基礎はある程度持っています。

ただ、その先の先の中で、実際には人口、それから年齢別人口の見通しなんかも作るんですけども、それ以外にも全庁的な取り組みの中で、情報の管理と共有の方策をしたり、あと国のほうの出している基本方針、それをきちんと捉えて、それを文書化していくところがありますので、その辺の支援がある。それから、今後維持管理更新に係る中長期的な経費、これらの経費に充当可能な財源の見込みを再度シミュレーションをかけるということもしてもらおう。

今の状況、うちのほうの施設が持っている状況を客観的に把握、分析していただくという、そのための支援です。職員が当然主になってやるんですけども、職員だけではかなわないデータ処理だったりとか、そういうところをお願いしていくということになろうかと思います。

○委員長（向後悦世） 総務課長。

○総務課長（堀江通洋） それでは、予算書の53ページ、職員研修費の中の13節委託料、職員研修委託料757万5,000円の内訳なんですけど、まず人材育成研修委託料として300万円ほど計

上してございます。その内容は、窓口電話対応診断業務、それからワークライフバランス研修、ハラスメント研修、新規採用職員、コーチング研修、主任クラスに新規採用の方を指導する、そういうものを委託をいたします。そのほかに、職員の意識改革研修、それと人事評価研修費委託料、この人事評価というのは、評価者、非評価者研修、そういうものを日本能率協会マネジメントセンターにお願いをいたします。

そのような研修を幾つも行って、職員の意識向上、そういうものを図っております。その委託が750万円ほどになります。

以上です。

○委員長（向後悦世） 太田將範委員。

○委員（太田將範） 公共施設につきましては、これからどういうふうにしていくかということとは、非常に市民の皆さん方が気にしているところだと思いますし、地域において、こういう建物が残ってどういう事業をやってもらえるのかというようなことは、非常に重要なことだと思いますので、なるべくなら地域住民が参加できる形、あるいは市の職員が中心となった策定計画を作っていただきたいと思います。ですから、こういった形で委託という形で全てかけていくということについては、これからだんだん少なくしていくということが必要じゃないかと思います。

それから、人事管理費のほうなんですけれども、この部分はもろに、何といいますか、職員研修の中での中核的な内容になってきていますので、能率協会とかそういったところで、たしかにデータのものはそろっておりますけれども、この地域に合った形での研修といたしますか、実際に経験してきた内容、そういったものから出てくるものについては、きちんと研修の中でやっていかなきゃいけないということになりますと、やはり委託という形ではなくて、自前の研修計画を持たないといけない。そういった形で、幾らかやったならば、もうやることは決まっていますし、そういった能率協会とか出てくるノウハウというのは簡単ですから、そういったもの自前のほうでやはりやっていくべきだというふうに考えますけれども、いかがでしょうか。

○委員長（向後悦世） 行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（加瀬正彦） 公共施設等の総合管理計画の中でできるだけ自前、さらに地域の意見を取り入れてということでございました。当然、公共施設の関係につきましては、統合、廃止などそういうのがかかわってくる場合、当然あります。ということで、市民生活に深く関係する事項でございますので、特に地区、地域ごとに合意の形成が必要になってくる

部分っておりますので、市民会議等を当然立ち上げていく。その中での意見を取り入れていく。それらのサポートもお願いするということになります。

特に、総務省方式によるコストの関係なんかも指針が出されておりますので、そういったところの情報をいただきながら、要するにあくまでも支援ですので、サポートしていただくというところがメインであるということは、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（向後悦世） 総務課長。

○総務課長（堀江通洋） 先ほど委託の面について、金額の内容を申し上げましたが、そのほかに自前では各研修を受けた方は、自分の課に帰って周知、要するに指導する、そういうものも、それと人事考課といって、各自自分を評価したり、目標を立てて自分で評価し上司、副市長、市長にも審査をしてもらう、そのようなお金のかからないものも職員としてはやってございます。ただ、委託としては、やはり外部からの専門家を招いてやることも必要かなと思っております。

以上です。

○委員長（向後悦世） よろしいですか。

太田將範委員。

○委員（太田將範） やはり、こういった研修だとか公共事業の関係につきましては、市民の皆さん方への非常に大きな、要するに経験差といいますか、今まで実際経験したことの積み重ねになっていくわけですね、研修の内容も何も。ですから、そういった形ではなるべく、ほかのほうの研修の内容につきましては、ある程度今情報がかなり発達していますから、取り寄せることは可能になりますから、なるべく自前の、多少計画的に、多少整合性が少ないといいますか、少し拙いという計画だとか、そういう研修でもいいんじゃないかと、やはり旭市の市役所の職員がきちんと、経験したことをきっちり伝えていくような中身の研修としてやっていただきたいと思います。

以上です。回答は結構です。

○委員長（向後悦世） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、議案第1号の質疑を終わります。

続いて、議案第9号中の所管事項について、担当課より補足して説明がありましたら、お願いいたします。

財政課長。

○財政課長（林 清明） それでは、議案第 9 号、平成26年度旭市一般会計補正予算（第 5 号）について、補足説明を申し上げます。

本会議でも申し上げましたが、改めて予算の規模を説明いたしますと、今回の補正額10億860万円を加えた後の予算規模は311億6,670万円となっております。

各事業内容につきましては、本会議において説明申し上げたとおりでございますが、このたびの補正予算では、5つの基金につきまして補正を予定しておりますので、その基金に係る26年度末の現在高見込額等について申し上げます。

1 点目は、予算書の11ページになります。

17款 2 項 1 目財政調整基金繰入金 2 億6,000万円、これは今回、これを取り崩さないこととしました。これによりまして、26年度末の財政調整基金の残高は62億4,905万8,000円となる見込みで、25年度末現在高より10億390万円の増となる予定でございます。

2 点目は、1 行飛んでいただいて、5 目の学校建設基金繰入金4,147万3,000円についても取り崩さないこととしたため、26年度末の基金残高は4,148万8,000円となる見込みであります。

3 点目は1 つ上になります。3 目東日本大震災復興交付金基金については、繰入金の456万円の減と、13ページをお願いしたいと思います。

中ほどの、2 款 1 項 4 目財政管理費の説明欄 2、東日本大震災復興交付金基金積立金 4 億8,841万9,000円を計上いたしました。結果として、26年度末の基金残高は5 億5,506万4,000円となる見込みであります。

4 点目は、同目の説明欄 1、災害復興基金積立金839万9,000円、これの計上により26年度末の基金残高は10億686万9,000円となる見込みであります。

5 点目、同じページの一番上にあります。

一般管理費説明欄 1 の庁舎整備基金積立金 3 億円、これの計上によりまして、26年度末の基金残高は18億284万2,000円となる見込みであります。これらの基金を含めた、一般会計所管の12基金、これの合計額では、122億804万4,000円となる見込みであります。

以上です。

○委員長（向後悦世） 担当課の説明は終わりました。

議案第 9 号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、議案第 9 号の質疑を終わります。

続いて、議案第14号について担当課より補足して説明がありましたら、お願いいたします。
企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） それでは、議案第14号、地方独立行政法人総合病院旭中央病院
評価委員会条例の制定についてですが、これは議案第35号、地方独立行政法人総合病院旭中
央病院定款を定めることについてと関連がありますので、ここでは説明を省略させていただ
きまして、議案第35号のところで独法化のスケジュールにつきまして、併せて補足説明させ
ていただきます。

よろしく申し上げます。

○委員長（向後悦世） 担当課の説明は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

林晴道委員。

○委員（林 晴道） 評価委員条例ですね、2条にある委員が6人以内で組織すると、6人と
したこの人数、なぜこの人数を6にしたのかということ。

3条でこの委員は、学識経験を有するもののうちということがあるんですが、このところ
である学識経験者はどういう人を想定しているのか、この6という数字の学識がもう決まっ
ているのであれば、お伺いしたいと思いますが。

○委員長（向後悦世） 企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） 6人の定数については、先進地の例等も勘案しながら、事業管
理者、それから市長のほうの意見交換会等の中で、この辺の人数の確定をしました。

今現在、学識経験を有する者というところから決まっているのかということですが、その
内容、どなたをということの内容は決まっておりません。

以上です。

○委員長（向後悦世） 林晴道委員。

○委員（林 晴道） 今まで、議会で予算決算を審議しておった22人の議会でやっておったも
のを6人の評価委員会ということでありますよね。近隣の同じような病院が独法化した例
だとか、あとは類似団体とか僕なりに調べてみたんですけども、6といたらちょっと中
央病院にしては少ないなと、そういうふうを感じるんです。この6の中で、例えば議員が半
分入るだとか、今まで決算だとか予算を見ていた議員が何かしら入っていく、そういうよう
ことというのはないんでしょうか。

○委員長（向後悦世） 企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） 林委員の今、議員が入るかという内容だと思うんですが、今予定している協議の中での話し合いでは、議員は予定しておりません。

以上です。

○委員長（向後悦世） 林晴道委員。

○委員（林 晴道） せんだって一般質問させていただいたんですが、この独立行政法人化に向けて、その権限の移譲が行われるという中において、事業管理者がはっきりとした答弁をいただけなかったんですが、何とかこの学識経験者だとか6人というところで、しっかりと見通しがとれるような、そういう形にしてもらいたいと思うんですが。

○委員長（向後悦世） 企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） 見通しということですが、先進地の中で1市だけじゃなくて、議員が入っているということもございます。この評価委員会はやはり、いろいろな学識という中ではやはり医療に関係する方々、それからその医療以外には大学の、大学も医療関係になると思うんですが、その辺を予定しておりまして、やはり議会のほうにはいろいろな面での評価したものの経過報告がいくという形がとられると思いますので、この審議の中には、議会関係は今の予定の中では、先ほども言いましたが、委員として予定はしておりません。

以上です。

○委員長（向後悦世） いいですか。

高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） 議案として、定款よりなぜこれが先に出るのかお尋ねをします。

○委員長（向後悦世） 総務課長。

○総務課長（堀江通洋） 議会に提出する議案についてはルールがございまして、予算、条例、そういうふうなあれで、間が空いてしまいますけれども、このように順番を決めさせていただきました。

○委員長（向後悦世） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） 定款、みんなは独法にする、しないの議案が出るとありますが、定款が決まったら、即県に申請できるわけでしょう。本来ならそれが先じゃないんですか。

○委員長（向後悦世） 総務課長。

○総務課長（堀江通洋） この議会に提案する条例、予算、そういうものについては、同時という考え方でおります。先に何をした、後から何だじゃなくて、1つ例を出しますと、条例

と予算というのはつきものでございます。それを予算が先で条例が後で来ることもございますので、一応、そういう順番に沿ってやっております。

○委員長（向後悦世） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） そうしますと、これと定款、関連していますので、ここで休憩をとって協議会でも何でもお願いしたいと思います。

○委員長（向後悦世） ただいま高橋委員から、協議会で判断したほうがいいんじゃないかというような意見がありましたが、それについて委員の皆さんはどうお考えでしょうか。

意見を求めます。賛成の方は挙手でお願いします。

（賛成者挙手）

○委員長（向後悦世） 賛成多数なので、ここで会議が途中でありますが、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時47分

再開 午前11時49分

○委員長（向後悦世） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案の審査を行います。

なお、議案第14号と議案第35号を、併せて審査を行います。

担当課の説明を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） それでは、先ほど申し上げましたが、35号を含めまして補足説明させていただきます。

お手元の資料をご覧いただきたいと思うんですが、設立までの流れということで1枚の、この資料につきましては、今後のスケジュール及び議会での議決事項等について申し上げます。

今般の議会で、条例案及び定款を議決いただきましたら、9月議会に、財産の出資に係る議案と中期目標に関する議案を提出したいと考えております。

この議案を議決いただきましたら、定款及び出資に係る議決書などの関係書類を添えて、千葉県知事に対しまして、法人の設立認可申請を行うということで、千葉縣市町村課と協議

をしております。このタイミングで病院開設の許可申請も行いたいと考えております。次に12月議会に中期計画を提案いたしたいと思っております。

その上で、最短にはなる形で、平成28年4月の法人設立ということが予定されております。以上です。

○委員長（向後悦世） 担当課の説明は終わりました。

質疑がありましたらお願いいたします。

林晴道委員。

○委員（林 晴道） この定款の中では、役員ということで理事長、副理事長、理事が10人、やはり評価委員会が6人なんですけど役員は非常に多いんですね。そのバランスですか、ちょっと僕は逆じゃないのかなと思うんですけども、どういったバランスがこれでとれているのか、またその役員に対して報酬だとか、そういうお手当なんかの案とか、そういう話し合いがあったのであれば教えていただきたいと思います。

○委員長（向後悦世） 企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） 役員10名ということ、10名以内ですね。これが評価委員会ということとは多いんじゃないかということなんですけど、この役員はこの法人を運営していくという組織でありますので、病院側のほうとそれから市、行政のほうで協議した結果、10名以内が適当であろうというような合意に基づいて決定したものです。

報酬等については、まだこれからの作業になると思います。

以上です。

○委員長（向後悦世） 林晴道委員。

○委員（林 晴道） 評価委員会の場合は学識経験というような、そういうものがあるんですが、この役員の場合には任命権者の独断で決められるような、そういうことだとこれは捉えられるんですが、ここでそういう学識経験者だとか、何かそういうような資格を有するものとかそういうのを入れなかった理由はということなんでしょうか。

○委員長（向後悦世） 企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） これは今の現行の中央病院のほうで組織を持っております。事業管理者がいて、副事業管理者ですかね。ですから、その辺を考慮した中で、あとは市のほうから何名か、市のほうというか学識の中からそのような選び方をするというところで、10名ということで決定しております。

以上です。

○委員長（向後悦世） 林晴道委員。

○委員（林 晴道） ということは、市のほうから何人か推薦して市で入れる枠ということがあるということですか。であれば、何人ぐらいが市の枠であるのか。前回の管理者の答弁を聞いておりますと、ちょっと心配な部分があるのでお伺いしたいと思います。

○委員長（向後悦世） 企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） 市長が任命するのは理事長です。それから、理事長が今度監事というのを任命します。その委員会の中である程度合意といいますか、その意見をいただくという協議は、これからしていくという形をとるということで予定しております。

○委員長（向後悦世） いいですか。

（発言する人あり）

○委員長（向後悦世） 企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） 失礼しました。市の枠ということではなくて、今もその病院の組織の中以外に外部からもということの意見がありまして、その辺を何名か採用というか、組織の中に入っていくということの話し合いはされております。

以上です。

○委員長（向後悦世） 林晴道委員、再度質問するときは挙手してお願いします。

太田將範委員。

○委員（太田將範） 定款のほうに、理事会を置くということになっているんですけども、理事長ほか、理事の任命権者はこの定款の中には誰だということが入っていないんですけれども、初歩的な質問ですけども、誰が任命するという形では、やはり定款の中に入っていないとまずいような気がするんですけども、いかがでしょうか。

○委員長（向後悦世） 企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） これは、独立行政法人法の本法で明確になっております。ちょっとお待ちください。本法の14条になります。理事長は、次に掲げる者のうちから、設立団体の長が任命をします。いろいろなことも書いてありまして、そのほかに、監事についても長が任命するということが、この定款の中でその辺がうたっていないということは、上位の法律のほうで明確になっているということの内容です。

以上です。

○委員長（向後悦世） いいですか。

太田將範委員。

○委員（太田將範） 上位の法律で決められているということですがけれども、これも一つ、完全に運営の基本になるわけですから、その辺の条文が欠けているというのはちょっとおかしいのではないかというふうに思います。

それともう一つは、監事を役職といいですか、どういうことを予定しているのか、役職ですね。それと、評価委員会との関連はどうかということについてお尋ねします。

○委員長（向後悦世） 太田將範委員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） 監事の業務ですが、第8条をご覧いただきたいと思います。これは第5号ですね。監事は、監査の結果に基づき、必要であると認めるときは——失礼しました、4条です。法人の業務を監査するということです。それから、評価委員会につきましては、評価委員会条例の……

○委員長（向後悦世） 議案の審査は途中でありますが、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

休憩 午後 零時 0分

再開 午後 1時 0分

○委員長（向後悦世） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、議案の審査を行います。

太田將範委員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） それでは、監査人と、それから評価委員会の関係ということでお答えしたいと思います。

まず監査人ですが、これは法人の基本的には内部の組織であって、その法人の会計、それから業務の適正、要請等についての監査。この後は、評価委員会、これは市長が任命することということで附属機関であります。

この、評価委員会につきましては、その業務の実績に関する評価、全体的な評価をすることということで、基本的には、かかわりという形では別組織という形でのそれぞれの評価をすることということで、ご理解していただきたいと思います。

○委員長（向後悦世） 太田將範委員。

○委員（太田將範） この定款には、申し上げたいことがあるんですが、普通、監査、監事ですか、ということになりますと、別の1項が普通は設けられておりまして、その監事の役割と責任、こういったものはきちんとうたわれているんですけども、この定款にはうたわれていないのはどういうことなんでしょうか。

○委員長（向後悦世） 企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） この定款の8条の4項、監事は法人の業務を監査するというところで、この業務について、ここで表明しております。

○委員長（向後悦世） 太田將範委員。

○委員（太田將範） 監査する中身といたしましては、どういう中身でしょうか。具体的な、要するに、監査内容といっても会計監査の面と業務監査の面、あるいは、業務監査におきましては、地域医療だとか病院研修だとか、そういったところに沿って、正当に運営されているかどうかというようなことについての監査が、当然行われるわけですけども、その辺の説明ちょっとお願いします。

○委員長（向後悦世） 太田將範委員の質疑に対し、答弁を求めます。
企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） 監事、2名置くということで、通常、会計監査、それと医療業務、別のですね、その2人が別々ということの監査を専門的に行うということになっております。

○委員長（向後悦世） 太田將範委員。

○委員（太田將範） 監査結果の結果、例えば、非常に問題がある事案が出てきたというような場合、監事はどういう役目を持っているのか。説明をお願いします。

○委員長（向後悦世） 企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） 先ほどの8条の5号にあります、監事は監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長及び市長に意見を提出することができるということになっております。

○委員長（向後悦世） 太田將範委員。

○委員（太田將範） そうなっているということになりますと、この監事というものの明確な役割というものを、具体的に入れる必要があるんじゃないかと思うんですね、条文の中に。それから、普通、勧告をできるということだけではなくて、NPO法人なんかの定款見て

みますと、理事会なら理事会、要するに執行機関の、あるいは総会の開催権を持っているというような形になっております。

ですから、そういう点におきましては、非常に監査というのは非常に重要な項目になっていますので、これについての説明責任といいますか、きちっとした条項が入っているべきだと思わんですがいかがでしょうか。

○委員長（向後悦世） 企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） すみません。理事会の招集ということで、12条の第2項、理事長は、副理事長及び理事の3分の1以上、または監事から会議の目的たる事項を記載した署名を付して要求があったときは、理事会を招集しなければならないという監事のほうの権限ですね、ここをうたっております。

○委員長（向後悦世） 太田將範委員。

○委員（太田將範） 先ほどもそうなんですけれども、なぜ定款の中にこういう重要事項を入れないのかどうか、そのことをお聞きしたいと思います。

○委員長（向後悦世） 企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） 今の理事会の招集というのは、12条、これ定款にうたっているものです。12条です。

○委員長（向後悦世） いいですか。

高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） 今、説明を聞いていますと、提案者も十分理解できない中で、なぜこの議案を出したのか、まず1点。

それから、この独法、なぜ独法にしなければならないのか。独法にすれば、全てバラ色のような話をしていますが、しかしながら実際問題は、ただ独法にすれば迅速な対応ができるとか、それ以外ないわけですよ。ですから、そういう中で、今の公営企業全適ではこういう問題があるから独法にするんだと、そういうことを当然検討した中で、この独法の議案出したと思います。という中で、企画政策課長に一つお聞きしたい。また、この独法に絡んでは、副市長、検討委員会に入っていた中で、十分、ここに議案を出すまでは検討していると思いますので、それぞれの立場で答弁いただきたいと思います。

○委員長（向後悦世） 副市長。

○副市長（加瀬寿一） 検討委員会というのは、病院の検討委員会でいいですね。

（発言する人あり）

○副市長（加瀬寿一） 分かりました。

まず、病院の検討委員会、中央病院検討委員会ですね、25年5月に報告がありました検討委員会、これには、私も一番最後の会議に出させてもらいました。そこでずっと議論を重ねてきたんですが、医師不足の関係、病院のあり方、そしてもう一つは、本日議案として形出しています経営形態の話が結論付けられたわけですが、その時点、最終の時点で、市としては、この報告書をもらった後、市長以下、本当にその形でいいのかということで、市は慎重に協議、それから意見を聞いて、この方向を決める。それで、これまで、約2年でよろしいでしょうか。それで、今回初めてこういう形で独法化へと、まず議案を提出しました。

どうしても、バラ色ではないと思っています。それは高橋委員おっしゃるとおり、全てがオーケーとは、これは思いません。今の地方公営企業全適でやっていまして、管理者が全ての代表者ということでやっています。その中で、病院とも何回も意見交換、連絡調整する中で、どうしてもその医者確保、これは大変な問題だと。365日、我々は医者の確保、看護師の確保歩いているんだ。それが、どうしても壁になるのが、地方公務員法である。そんな話、何回も意見交換やっていました。

それからしますと、やはり、これ将来20年、30年見据えた上で、やはり今の形態よりも、少しでも将来考えまして、独法化に、今動いたほうがいいんじゃないか、そんな結論を、市長以下我々も持ったところでございます。

医師、看護師の確保、それから、この独法そのものは、行政の効率化から始まった制度かも分かりません。ただ、今の旭市の中央病院、先々市民のことを考えますと、今のうちに、力があるうちに独法化に向けて動いて、職員がやる気を持ってやる職場。独法化となりますと、さらに努力をして、市民または患者さんに対しても、サービスがよりよくなるんじゃないか、そのように考えています。それで、まずはこの方向へ動いています。

以上です。

○委員長（向後悦世） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） あのね、今の全適でどういう問題点があるのか、それに対して独法になった場合、どういう解決策があるのか、その上で出したと思いますから、その問題点を当然検討していると思います、検討委員会で。

それで、独法にしたらこういうふう to 解決できまうと、そういう検討結果があると思うんですが、それを具体的にお願いします。

○委員長（向後悦世） 企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） 独法は、経営手段の一つであります。先ほども言って、副市長のほうも出ていたんですが、そのどんな問題でも解決できるということではありません。

まず、今現在の公営企業の全部適用と比べますと、まず、柔軟、迅速な経営が可能となるということが一つあります。それともう一つは、医師、看護師の確保におきまして、容易性が増すということになります。

これは、今、近年、国の医療施策、この辺が相当変化しております。その辺の対応を容易にすることができる。なおかつ、民間的な経営手法の導入によりまして、経営の即応性が増すなど、結果として問題が解決しやすくなるというように思っております。

以上です。

○委員長（向後悦世） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） 迅速性が増しますということですが、ほとんど任せる中で、そういう問題は私はないと思うんですよ。

それから、医師、看護師の確保云々と言いますが、この間の議会答弁でも医師は充足しているとやっているわけですよ。それで、医師の推移見たってだんだん増えているでしょう、合併時と比較して。

それから、先ほど副市長が公務員云々と言いましたけれども、給料だってあれは市でなく病院で決められるでしょう、そうでしょう。それから、よく継続事業できないというけれども、継続事業できないことないでしょう。具体的には、再整備だって継続でやっているわけでしょう。だから、全然問題ないと思うんですよ。

その辺、実際と皆さん方の答弁、まるきり違うんですが、そこをどういうふうに整理しているのか、答弁いただきます。

○企画政策課長（伊藤 浩） 今、高橋委員のほうから、医師はどんどん増えている、充足しているじゃないかと。先日の、事業管理者のほうが、理想的な医師数ということで、たしか300人というようなお話があったと思います。その辺を見ますと、検討委員会のほうでも継続的に、今の定数を持続するんじゃなくて、やはり定数について増やしていくと。その増やすためには、どのような手だてがあるかというのと、やはり公務員法に縛られないということが、医師の採用につながる。そのことによって、医療の充実であったり、患者の満足度につながってくる。これが、医師確保のメリットだと思います。

現在は、医師だけではなく、看護師のほうもやはり少ないという現状で、結構近隣病院からの引き合いがあって、やめていく方がいると。ですから、その辺を総合的に鑑みた中で、

やはり独法化の持っている非公務員というものが、やはりこの人を集めるという意味では効力があるというように考えております。

○委員（高橋利彦）　じゃ、医師ですか、看護師、これ独法になったら、具体的にどういうふうを集めるのか。そういう手だてをちゃんと検討してあるんですか。

それと同時に、この間、もう40人ぐらい必要だということですが、今の中央病院の経営の中で、40人、1人1,500万円でも6億円ですよ。それで、25年度既に病院経営赤字でしょう、実質。退職金の関係ですか、あれが16億円か17億円あった。そんな中で8億円という、実質10億円赤字ですよ。

それで、その流れは、このまま恐らく26年度決算にも来ると思います。26年度決算になったら、また赤字ですよ。そんな中で、医師、例えば40名といたら6億円、上乘せしたら赤字は莫大な金額になると思うんです。

それで、なおかつあれでしょう、交付税だって合併時から見たら、約10億円増えているわけですよ。まるきり中央病院の経営が悪くなっているわけですよ。そういうのは、当然、皆さん方はご存じでしょう。

それで、また今度は赤字になった場合、旭市の市民、患者としてあそこ3割ですよ。7割はよそから来ている。じゃ、赤字になったら、その不足部分をどういうふうにするか、その辺も検討してあると思うんですよ。独法にするとすれば。その辺、お尋ねします。

○委員長（向後悦世）　企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤　浩）　旭市の市民が3割で経営が悪化したら、これは、その構成市町村にその負担を委ねることはできないと思います。

そんな中で、やはり今の経営を、より経営安定のための手段として、医師の確保があったり、それから迅速、柔軟な経営ができるという、先ほど来、継続費だとか債務負担、そういうものの、1年間じゃない特例ということがあるんですが、今、この独法で予定しているのは中期目標、3年から5年という範囲の中で、弾力的、柔軟なその運営が図れるということも、一つ大きなメリットなのかなと考えております。

○委員長（向後悦世）　高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦）　中期目標とか何とか言いますが、じゃ、今まで審議もあれでしょう、中期計画、長期計画あるでしょう。中央病院はそれがないんですか。市は、それを中央病院からもらわないんですか。もらわないとなれば、これはあなた方の職務怠慢ですよ。

公営企業、何てありますか、あれ。ちゃんと決算状況、予算全部精査して、議会に出すと

いうことになっているでしょう。みんなから見たら、中期目標出て、今までなかったと。出させない自体がおかしい。当然、中央病院だってあると思う。まるきり今まで中央病院に関与しないでですよ。

それで、ただ今聞いてたって、ただ漠然とでしょう。もっと具体的に検討しなかったんですか。

○委員長（向後悦世） 企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） 私、先ほど3年から5年という中期目標、それから、これからの流れの中でもあるんですが、中期計画、ここにつきましては、内容を議会議決という形をとります。ですから、その範囲の中で、予算の執行が迅速かつ柔軟なということで、これは議会のほうにお示しします。

この精査につきましては、先ほど来ありました評価委員会、ここで十分なる審議されたものを議会に提案するということになりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（向後悦世） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） 議会で議決云々じゃない。その前に、市は執行されたらそれだけの責任は持っているわけでしょう。持たないんですか。公営企業に何てありますか。

それで、この前も委託書の件、私は、これ初めて見ましたよって。そういう現状でしょうよ。まるきり中央病院は我関せず。

そんな中で、今独法になったらよくなりますって、具体策が何もないでしょう。本当は具体策を出して、これこれこういう問題、今公営企業全適で抱えているんだと、これじゃ対応できないから、これで独法にするんだと。それならいいです。何もない、ただ、よくなります、よくなります。これで議案を出すというのは、ちょっとお粗末過ぎると思いますよ、私は。

公務員法、職員の定数云々も言っています。これは当然定数条例で変えられるでしょう。それで、公務員だからよそへ行かす。それがよそへ堂々と医者を実業病院までやっているでしょうよ。何ら今、問題ないわけですよ。もっと具体的に、こういう問題ある、だからこういうことで独法にします。そういう具体的な問題があればまだしも、何の考えもなく、それで独法にします、独法にします、ちょっとお粗末過ぎないですか。副市長、その辺。

○委員長（向後悦世） 副市長。

○副市長（加瀬寿一） 高橋委員から、具体的に、例えばこの部分数字を上げてというそれまでの話だと思います。今の地方公営企業法で全適でやっている状態と、独法にした場合、例

えば分かりやすく言うと、例えば赤字の部分がどうなるとか、そこまでやれということだと、そういうふうに、今認識して聞いています。

ただ、今の時点で、例えば赤字の話にちょっと戻らせていただきますと、地方公営企業法で赤字が出る、また独法でも赤字が出る、最終的責任はどこなの。結局、これ市の施設ですから、その辺は変わりません。ここから独法へ移行して、1年後2年後で、例えば数字としてどんなことが表せるか、そんな話もしましたが、具体的に実際、今の時点で積み上げられません。

ですから、経営形態ですので、あくまでその将来に向かってのいい形、今よりはよりよくなる形というふうに、我々は認識しております。少なくとも今、地方公営企業法全適で、管理者が病院事業そのもの全ての代表で行っております。管理者の上には、市長が管理者を見る、そんな形でございます。

高橋委員から、何回も一般質問等々で指摘いただいておりますが、こちらで見る人がいない、そんな話もいただいております。少なくとも今度は、独法化といいますと、大もとは公共性、透明性、自主性、そんなふうに言われております。

ですから、まずはもっと努力して自己責任で法人は運営していく、公営企業会計みっちりやっていく。それと、一番大きいのは、情報公開を今までより、より一層というより、全て情報公開、そんな形の法人運営を考えております。

それと、もう1点、議案で出しております評価委員、これが学識経験者、知識ある方、見識ある方、その方の厳しい目で、まずはその辺もずっと注視してやっていく、そのようなことがありますので、我々の判断とすれば、今の時点で独法化へ進みたい。

以上でございます。

○委員長（向後悦世） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） 透明性、公共性といいます、これは独法でも公営企業でもみんな同じ文言なんです。行政だから当然のことでしょう、そんなのは。それと同時に、そんなに独法がいいなら、なぜ県は、県立病院みんな赤字なんです。なぜ、県立病院が率先してやらないのか。

そんな中で独法にしたからって、この前も議会で今の事業管理者、赤字黒字、それを言われたら不本意だと言っているわけですよ。まるきり、この独法は経営を重点に置いた中であるんじゃないんですか。そういう中で、副市長に幾ら具体的に聞いても、ただ独法にすればよくなる。具体性が何もないわけですよ。それじゃあまりお粗末過ぎるんですよ。

まず、なぜ県は、独法にしないのか。それで、まだ事業管理者が不本意だというのは、あれは全然経営を見ていないわけ、経営を見ていないからなんですね。そういう中で、その辺、どういうふうに思うのか。

○委員長（向後悦世） 企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） 県は本来、上部機関でありますので、国のほうはやっていきますので県はなぜかということで、私も、これ担当になってから、なぜ県立はやらないのかという疑問を持っています。

やっぱりそれなりの理由があるように聞いております。これは、県のほうは、今の職員全ての退職手当の引当金、その辺の財源を確保できないと聞いております。ですから独法できない。

○委員長（向後悦世） いいですか。

太田將範委員。

○委員（太田將範） 検討委員会ができる前から、国の状況というのははるかに変わっちゃっていると。医療・介護に関する状況というのは、さま変わりしているということになっています。もう2年以上前から、この議論やっていますけれども、独法化がどうかというような問題は、もう先に飛んじゃっているというふうに、僕は思っているんですね。といいますのは、はっきり言って、昨年の6月に医療・介護の総合法が改正されたということからも、2025年の医療・介護をどうするのかということで、県と市は医療作成ビジョンを作れという方向です。

今年から、各病院は、ベッド数だとか患者の数だとか稼働率だとか、そういったものは報告する義務が、今できております。そうした中で、18年度には、これから決まることだろうと思いますけれども、国民健康保険が都道府県単位化すると。それから、介護保険から全て県がこういった形の医療・介護のほうの制度の中心になっていくということで、18年度から始まると思うんですけれども、全てのレセプトを県が集中管理するんです。ということの中で、この地域にはこういう病気が多いですよ。この地域ではこういうことが平均寿命を短くしていますよというようなことが、これらビックデータで出てくるんですよ。

それで、今年の15年には、県と共同しながら医療のビジョンを作らなければいけない。それも10年先です。ですから、3年、5年という中期計画で話をしていたら話にならないということなんです。少子高齢化の中で、どういう医療ビジョンを作るかということが、旭市に求められているんです。県と共同して作らなきゃいけないんです。

その中で、どういう形の提案がなかったというのは、私、思うんですけれども、具体的にこの地域の中で、どれだけの医療の需要があるのかと。それから、医療の供給体制がどれだけあるのか。それから、それを保障する保険制度ですね。これがどうなっていくかということについては、きっちりとした市の見解がなきゃいけないわけなんです。このことを無視して、独法化の問題、経営形態だけを議論していいのかというのが一つであります。

ですから、10年先の医療の供給体制、保険体制、介護を含めた包括ケアの問題、こういったところに議論がなきゃいけないんですけども、独法化やっていると、そういったところに目がいかなくなっちゃうんですよ。真剣な議論がされていない。

一番、やはり私思うのは、執行部のほうが言っているのは、将来にわたって国の動向を見ながら、どういう方向でやっていくためには独法化がふさわしいと、こう言っているわけです。その辺の因果関係が証明されていないんですよ。なぜかといったら、今、旭市の医療の需要がどれだけある。それに対して先生がどれだけいる。賄っていけるのかどうか。それから、人口構成がこう変わっていくと。医療の動向がどう変わっていくというプランがあって、現状分析があって、初めて医療に対する政策ができてくるんですよ。これは、今までPDCAとかいろいろな形で、課長やってきたと思いますので分かると思うんですけれども、その因果関係が完全に切れているわけですよ。独法化をしなきゃならないというのは、理由がありませんよね、はっきり言いまして。

地域における役割だとか病院の、あるいはお医者さんの数が大体充足しちゃったと。以前になる、もとに戻っているということになれば、独法化する目的といいますか理由がないわけです。

となると、やはりきちっとした形でのそういった市の行政の中でのプランを持っていて、その中でお医者さんをどれだけ確保するか。中央病院でどういうことをやってもらうのかというプランがなきゃいけないわけなんですけど、その議論が全く欠けていて、独立行政法人化という、経営形態だけを議論しているという変な話なんです、これは。

ですから、今私思うんですけれども、今全てやる必要ないんじゃないかなと思うんですね。ですから、国の動向、そういったものから県の動向。これから県が、医療だとか介護の中心的な役割を担っていきますから、そういったとことどういふ連携したプランを作るのかということのほうが、私は優先すべきだと思っています。

ですから、独法化の問題は、その辺のことがはっきりして、需要がどれだけあるかと分かるんですよ。要するに、レセプトが全部県に上がってきますから。そうしますと、この地域

の風土病はこんなものだ。旭市はがんが多いとか、そういった対策をやりなさいということが出てくるわけですから、それを待って、独立行政法人にするのか全適で行くのかということでも、私は構わないんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○委員長（向後悦世） 企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） 太田委員おっしゃるように、地域医療が日増しに変わってきている。国の施策も変わってきています。

しかし、冒頭も言ったように、今の病院、医療体系の中で、やはり医師と看護師、絶対的に足りないということは事実である。ですから、それをやはり確保していかなければ、その職員の勤務体系等でも大変なことになる。その辺が、先ほども言ったんですが、医療の充実であったり患者満足につなげるには、やはり独法化がいいんだというような結論に達したわけです。

これは、医師については、基本的には公務員法でなくなるために、ある程度の年俸制を導入できるということと、それから公務員である兼職規定、兼ねるですね、その辺も可能になって、法人のその規定によって許可制に変わるという、その辺のメリットも出てきますので、そういうことによって、やはり地域医療の中核病院としての維持が図れていくというように、私どもは思っております。

以上です。

○委員長（向後悦世） 太田將範委員。

○委員（太田將範） 先ほど高橋委員のほうからお話がありましたけれども、今の状態で、ほとんど昔の状態にお医者さんの頭数はそろっているんですよ。確かに今、過重ですね。

これから、どういうふうにしていくかと、医師の充足も計画的にやらなきゃいけないということになりますと、3年とか5年のスパンで考えるべきことじゃないんですよ。10年とか20年、この地域の人口がどうなって、産業の動態がどうなって、その中で具体的な医療の事情をはっきりさせて対策を立てるべきですから、中期だとか短期の目標で考えるべきじゃないということなんです。ですから、スパンは、長期的なスパンを考えて、その中で1年、3年という期限を区切って、計画を練っていくべきなんですよ。

ですから、はっきり申しまして、3年、5年というスパンで区切るということは、もはやもう遅いと。やはり、長期的なスパンで考えていく。はっきり言って、もう人口減少社会になっていますから、これからの医療の需要、どういうふうに予測していくかということが、これから最も大切なことになるんですよ。

それにつきましては、県だとか国のほうのやっていることが、これから、いいこと悪いこととありますけれども、そういう形での情報はかなり正確になってきますから、それを待って組織の問題を考えても遅くないと、私はそう考えます。

ですから、長期がいいか短期がいいか中期がいいかということについてお答えください。

○委員長（向後悦世） 企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） この制度の中で、選択肢できるその期間につきましては、3年から5年、これが法律上決まっておりますので、今太田委員、長期的なビジョンの中でというのは確かにあるかもしれません。

しかしこれを、今度の独法が10年ということはできません。このようなご理解、いただきたいと思います。

○委員長（向後悦世） 太田將範委員。

○委員（太田將範） 先日の吉田管理者の話では、最近は経営の内容のいいところが独法化しているんだということで、昔のろくでもない自治体病院を精査するためにやるんじゃないよということをおっしゃっていてもいますけれども、今の3年、5年というのは、要するに3年、5年で経営が安定化しなければ民間委託せよとか、そういう形での議論だったはずなんです。

ですから、そういう形でのスパンを切っていくというのが今までの独法化で、私、そう言いましたら古い考え方だと言われましたけれども、実際そうなんです。3年、5年で再生できない病院は、さっさと民間に委託するなり別の形態をもっと考えろと。そのための独法化だということが、従来までの議論だったんです。

ですから、これから考えなければならないことというのは、やはり長期的なスパンで、この地域がどう変わっていくのか。それを見据えた上での長期的なプランが必要になってくるし、それが、国のほうの方向性ともある程度一致する部分があるということなんです。ですから、それを待っていてもいいんじゃないか。ですから、長期的にやるべきだと。その中で例えば、看護師確保については、億というお金、今度予算を付けましたよね。長いスパンの中で、看護師がどれだけ必要だから、今年何億円の予算を付けるという形のセットの仕方なんです。

それはそれで、僕は正しいと思うんですね、そのほうが。1年1年で考えて、あるいは3年、5年で考えてという形ではなくて、やはりそういう長い期間の中で、この地域に看護師さんがどれだけ必要なのかということ考えた上での計画を練るべきだということになりますので、そろそろ、その3年、5年という中期計画については、考え方を改めたほうがいい

んじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（向後悦世） 副市長。

○副市長（加瀬寿一） 国の医療政策、どんどん変わってきて、大きな方針が出ているというお話です。

太田委員おっしゃるとおり、県も27年度に医療プランでしょうか、それを作る準備をすぐ始める。その中で、その地域の医療プラン、それから包括も含めたそういう大きなビジョン、その部分については、市としても長期を見据えて少子化見据えて、大きな問題としてそれはそれで長い期間のものを作る必要あると思っております。

中央病院の、旭市の医療全体、福祉も含めたことになろうかと思いますが、それは確かなものを見据えて作るべきと思っています。

今回の中央病院の独法化の3年、5年の中期目標というものは、あくまで中央病院が法人化した場合の、その目標期間というふうに考えております。大きなプランが、市で全体であって、その中で法人化した中央病院は、一番ふさわしいそのときに合わせた3年、5年の中期目標、中期計画、その中で作っていくものというふうに考えております。

○委員長（向後悦世） 太田将範委員。

○委員（太田将範） といいますと、その長期的な計画と3年、5年という計画が、整合性がなくなっても執行部としては構わない、こういうご意見なんですか。

○委員長（向後悦世） 企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） 太田委員、先ほども言っておられました、これから市も一緒になって、県との長期ビジョンを作っていくわけです。その中で東総地区の、この旭中央病院の役割というのが、その計画の中で見えてくるのかなと。

それを、キャッチアップしまして、迅速、柔軟な対応するその形態として、独立行政法人があるというようなことになるのかなと。まだ、そのビジョンは見えてきませんが、そのような計画を見据えた上で、旭中央病院というものの位置付けをしながら、独法化していきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（向後悦世） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） 今、答弁聞いていますと、本に書いてあったことをそのまま棒読みしているような感じなんですよ。具体策が何もないわけですよ。そんな中で、まず独法にするというのは、独法はなぜできたか。それは、やりようがないから、これをやめる、病院経営を

やめるか、それとも指定管理者にするか、それがまずまずの独法の出始めなんですよ。

そんな中で、独法になった中では、市は、最初に補助金を出したら出し切りということになっているわけでしょう、法上は。補助金、交付金、出し切りということになっているわけですよ。そんな中で、赤字になった場合どうするのか。また、一方中央病院は、この前もちょっと答弁していましたけれども、繰り出し基準からすれば四十何億だって。そんな話もするわけですよ。

まず、赤字になった場合、最終的には企業会計ですから、簿記上は赤字で出しておいていいわけですよ。それが累積して、最終的には市が責任持たなくちゃならないわけですよ。それと同時に、今市の財政もかなり厳しい中で、例えば、今交付税、国から来ただけ繰り出ししていますけれども、市はどれだけの財政的に余裕があるのか、その辺を併せてお尋ねします。

○委員長（向後悦世） 企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） 赤字になったら市が補填するということ。これは最終的に、今回の定款の中で、19条に残余財産の帰属ってあるんですが、これはもう、最終的に解散してなくなったときの処理ということなんですね。議会の一般質問でもずっとあったんですが、やはり赤字を出さない。単年度の赤字というのは、もしかして出ちゃうかもしれません。ですけれども、その辺は、今回のこの評価委員会、条例の中で、評価委員会からの業務改善、それから経営効率化に関する法律上の措置、この辺の厳しい目が向けられる。

このことによって、その赤字解消、それからそういった問題点を出し合って、やはり経営努力をしていくというようなシステムが、この評価委員会……

（発言する人あり）

○企画政策課長（伊藤 浩） であると、それが今、評価委員会の業務であると思います。

（発言する人あり）

○委員長（向後悦世） 高橋委員、そういう部分を挙手してマイク使って。

（発言する人あり）

○委員長（向後悦世） 答弁漏れね。

答弁漏れも言ってもらって構わないですから、委員会だから。

財政課長。

○財政課長（林 清明） まず、交付税に絡む中央病院の繰り出しですが、26年度の予定総額で22億4,800万円ということであります。それから、市の財政に余裕がどれだけあるかとい

うことですが、財調は一般会計で約200でしたっけ、積み上がっております。それが余裕なのかどうかは、これからの経営次第なので、今余裕があるとかないとかという話ではないと思っています。

○委員長（向後悦世） 企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） 一番当初の出資の関係でしょうか。

（発言する人あり）

○委員長（向後悦世） 財政課長。

○財政課長（林 清明） すみません。今、財調と言ったようで、修正させていただきます。

一般会計全部で、基金が122億円強あるということです。

それから、先ほど繰り出しというお話をしたつもりなんですけど、病院分として交付税に算入された分はそのまま繰り出すということで、それは今後も変わらないというふうに考えています。

○委員長（向後悦世） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） じゃ、これは、国から来たものをそのまま渡すと。これが俗に言う渡し切りですね。

それで、中央病院の経営が単年度赤字になった場合は、これはどういうふうにするんですか。

○委員長（向後悦世） 企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） 公営企業会計の赤字というのは、現金主義じゃないところもありますので、基本的には、今まで赤字になったことがないということを聞いております。60年ですね。それは、何らかの単年度の補填措置の中で補っていくと思います。

以上です。

○委員長（向後悦世） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時50分

再開 午後 1時50分

○委員長（向後悦世） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、議案の審査を行います。

高橋利彦委員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） 先ほども言った中に入っているんですが、公営企業会計での単年度赤字というのは、現在までの、委員ご存じだと思います、留保資金持っております。そこで、一時的な立て替えといいますか補填をするというような措置は、公営企業会計ではあり得ることだと思っております。

以上です。

○委員長（向後悦世） いいですか。

伊藤保委員。

○委員（伊藤 保） ちょっと1点だけ、質問したいんですけども、今、恐らく高橋委員がおっしゃったのは、運営費負担金だと思うんですよ。いわゆる、病院が赤字になった場合には、負担金を出さなくちゃならないということですよね、行政法人になったときに。これは、借り入れないですから借り入れできないんですね。市からの負担という形だけになるんですよ。

それともう一つは、やっぱり同じく、大きくいろいろ大規模の改築ですか、そういった医療機器の購入も、これ病院が赤字になった場合出せないですよという場合には、市の起債を起こして、これ出していかなくちゃならないのか。そうすると、市がほとんど負担しなくちゃならないということですね。そうすると、それが、今の現状で起債はどのくらい借り入れができるのかどうか。どのくらい見積もっているのか。

それと、負担金、年度いろいろありますけれども、どのくらい出せるのかということを、ちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（向後悦世） 伊藤保委員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（林 清明） 病院が大きな資本的な投資をするということで借金ができないのは確かでありまして、それは市が借りて中央病院、独法さんにお貸しするということになります。その返還については、独法さんがするということになりますので、市に対してですね、なりますので、その辺は、本当に経営がずっと、もっと大きな赤、今のようにやっていけない、今はやっていける状態ですけども、やっていけない赤になったときにどうするかについては、詳しい検討は、実はしてございません。が、それは、向こうの会計からもらえるお金だというふうに考えております。

ただし、その前の段階で、留保資金が100億円近い金があるというふうに聞いておりますので、そこが取りあえずの赤字補填の原資にはなっていくんだろうなと思います。

○委員長（向後悦世） いいですか。

（発言する人あり）

○委員長（向後悦世） 伊藤委員、挙手して。

伊藤保委員。

○委員（伊藤 保） 年間の負担金、これは、先ほど言った交付税の負担金でいいんですか。

（発言する人あり）

○委員長（向後悦世） 林晴道委員。

○委員（林 晴道） じゃ、僕も副市長にお伺いしたい点があるんですが、今回の議会定例会の中において、事業管理者が答弁していたところなんですが、「黒字だとか赤字だとかというのは結果のことで、これを表に出していただくのは本意ではありません」と、そういうような発言があるんですよ。また、「病院の評価というのを、いいおか荘だとか道の駅だとかと一緒にされては困る」と、これはちょっと議会軽視も甚だしく、僕も質問者として同僚議員に非常に申し訳なかったなと、そういう思いでいるんですよ。

そんな中で、この関連法案2つで、しっかりそういうような考えが、市民目線からかけ離れているかのように思われるところ、カバーできるものなのか。納得して安心させていただきたいんですが、お願いいたします。

○委員長（向後悦世） 副市長。

○副市長（加瀬寿一） 事業管理者の発言を、私の立場でどうこうと言えるものではありませんが、林委員、いろいろ思いがあるということです、今伺いますと。

ただ、これは答えにならないかも知れません。我々、執行部同じ側の列に座ってまして、答弁、逐一聞くようにもちろんしています。市長の答弁だけではなくて、それぞれの課長の答弁もそうです。

たまたま感じたのは、どうしてもご本人、病院のこと医療のこと、経営のこと、やはり我々よりももちろん知って熟知している方ですし、病院のことはかなり大きな問題だという意識もあろうかと思います。予算上も市の本家より大きいよという思いもあろうかと思います。そんなこんな、いろいろ絡まって、先ほど委員おっしゃったように、いいおか荘の問題だとか、病院管理者は病院事業の代表者で、市の病院事業の代表、そのほかにそれを事業を代表するものですので、どうしても、病院事業に中入っての発言が出てしまったのかとは思

っております。決して、議会に対して云々というそういう意識はなかったかと思います。

私からは、それ以上、ちょっとお話しできませんので、まず、その辺は誤解されないようにといえますか、ぜひ本人からはそうじゃなかったのかなという思いもしております。私のほうは、一番知ってるんだというのが表に出過ぎてしまったのじゃないのかというふうに思っていますので、ご理解お願いいたします。

以上です。

○委員長（向後悦世） いいですか。

伊藤保委員。

○委員（伊藤 保） 定款の19条に残余財産、これは市に帰属するという形がありますがけれども、この市に帰属される残余財産というのはどのぐらいあるのか教えていただきたいです。

○委員長（向後悦世） 企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） これ、起きてはならないことだと思っております。本当に、要は倒産という形をとったときに、今回資産を全て計上するわけですね。そういう資産で債務を全て返済して、なおかつその返済した残りがあったときには、100%市が出資していますから、それは市に帰属しなさいということですから、これはあっちゃいけない話なんです、あったときにはこういうような処理ですよという内容です。

以上です。

○委員長（向後悦世） いいですか。

高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） 今、副市長は、病院の事業管理者として云々ということを言いましたが、公営企業法では、市と地方公共団体は一体性を持ってということがあるわけですよ。だから、そんな中で、幾ら事業管理者であっても、機構上は市の一角をなしているわけですよ。だからそういうことは、本来なら、幾ら事業管理者であってもこれはしゃべられないことだと思います。

そういうような中で、私もこの問題幾ら言ってもしょうがないんですが、いずれにしても、この地方独法、説明するほうも何が何だか分からない。そして、地方独法にして、具体的にどうよくなるかも全然答えがない中で、説明する側が説明つかない中で、この議会において、いい悪い判断しろというほうが、私は無理だと思うんですよ。

それで、判断をしろということなら、やはりここで、具体的に独法になったらこうなりますよ、公営企業法とはここ違いますよという、ここで一つ答弁をいただきたいと思います。

○委員長（向後悦世） 高橋利彦委員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） これは、いつも同じことばかり言っていると言われますが、これをかたくなに言わざるを得ないということがあります。

やはり、これは移行に対する意義と目的ということで、やはり病院、ここにあることでの、まず地域医療を守るためには将来的に安定した病院経営、これが最重要であると思っております。そのためには、今激しく政策展開が国から打ち出されています。その政策に対しても、やはり柔軟、迅速に対応する必要がある、その次にそういう要因出てきます。

それと、現在の公営企業法の全適、これよりも、まず公平性を保ちながら、企業としての自主性が確保された経営形態というのが、まず、地方独立行政法人であると思っております。

したがって、現時点において、最もよい経営形態というように考えられておりますので、やはり独法移行を進めたいというように考えております。

以上です。

（発言する人あり）

○委員長（向後悦世） 高橋委員、マイク使って言ってください。

（発言する人あり）

○委員長（向後悦世） 答弁漏れだって、答弁足んないって言ってくださいよ。

○委員（高橋利彦） あのね、本に書いてあることじゃなくて、独法にするために市として具体的にどういうふうに検討して、どういう結論に至ったから、この独法にするための議案を出したか、それが欲しいんですよ。

ただ、課長も副市長もみんな同じことでしょう。それは、私もここに持っているからいいですよ。具体的な内容。それで、この委員会の皆さん方が、十分納得できるような説明をお願いしたいと思います。それには、やはり皆さん方も十分、理解納得して、説明してるでしょうから。

○委員長（向後悦世） 企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） これは、検討委員会が25年5月30日に検討結果を出していただきました。その中では、いろいろ議論した中で、27年3月31日までに独法へ移行すべきである。そのような結論が出ました。

それから、2年余り、各地区懇談会、それからいろいろな組織団体、それから内部での、私どもを含めた課長会議でも何回も議論しました。それからそういうメンバーとも議論しま

した。それと、私ども、私も出向いて、中央病院の病院説明も行きました。今回も、この議案が成立したときには、その次の翌週、病院に２回ほど、やはり説明に行きたい、そういう市民の方々のいろいろな意見を伺いながら、市長、それから事業管理者、今意見交換会というのをやっています。結構今年になってからも頻繁に、今年というか26年度になってもやりました。その辺を総合的に鑑みて、市長のほうで移行すべきだという結論に達したところがあります。

以上です。

○委員長（向後悦世） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） 検討結果だけで約２年という話ですが、その間、じゃ、どういうメンバーで何回検討したのか。それと同時に、その中でどういう結論に達したのか、当然それは出ているわけでしょう。そうすれば、もしあれだったら、その会議録でも何でも開示いただきたいと思います。

○委員長（向後悦世） 企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） 病院の意見交換会は、私、秘書課長になって、災害があったときの第１回目が、たしか９月から始めたと思います。それは、独法に向けての最初やるべきなのかなというそういった意見交換。それから、病院って、その経営内容どうですか、みたいな議論。それから、行政側で今こんなこと。今年入ってからですね、ちょっとお待ちください。

○委員長（向後悦世） 高橋委員、資料もらうか。

（発言する人あり）

○企画政策課長（伊藤 浩） これは議事録とっておりません。私たちの意見交換の場として、本当にフリーな話で、いろいろな意見交換１時間半から２時間くらいやるときもあります。やはり、独法化に向けてのやつ、今年度入ってから独法化に向けてのいろいろな意見交換やりました。

そういった中で、トップ会談の中でやはり煮詰めた中、先ほど私が言いましたように、検討委員会の結果を受けて、市民の方々にいろいろな意見をいただいた、そういうものもその議題の中に入れまして、判断をいただいたということになります。

以上です。

○委員長（向後悦世） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） この、病院を独法にするということは、旭市にとっては命運を左右する

ことなんです。そんな中で会議やって、そういう重要なことであれば、当然メリット、デメリットを出した中で、会議の中で出ると思うんですよ。それを出さないということは、ほとんどやっていないと。

それから、市民に説明会をやったって、皆さん方が説明できないでしょう。そんな中で、なおさら市民に説明できるはずないと思うんですよ。そうじゃありませんか。ただ、今まで本を棒読みしたようなのじゃ誰でもこれは説明できるんです。じゃ、市民に具体的に説明を求められたら、この委員会だってそうでしょう。具体的にといったら、何の説明もできないわけですよ。ただ、本を棒読みにして、よくなりますと。そんな議案を出してくるんですから、これはちょっと、私はお粗末きわまりないと思いますよ。

そういう会議がやったのであれば、その中で、当然メリット、デメリットあると思います。それを、何回もやったのであれば、一つ開示いただきたいと思います。

(発言する人あり)

○委員(高橋利彦) 会議で当然、メリット、デメリットやったわけでしょう、独法にするための。当然、その部分的には、そういうデメリットだからと、メリットありますよって、当然箇条書きでも何でもあるわけでしょう。

○委員長(向後悦世) 企画政策課長。

○企画政策課長(伊藤 浩) それでは、地区懇談会市民向けの説明の段階で、これは、その後、議会のほうでも、ここでスライドを使って、うちのほうの小倉が説明をいたしました。

その中でも、法律上の部分というのをメリットという形では、まず計画上のやつで中期計画に反しないものであれば、理事会の決定のみで行える。これは、迅速かつ柔軟なということの説明です。

それから人事制度の柔軟化ということで、地方公務員法等にとらわれない評価制度が取り入れられるという説明をいたしました。

それから、短期間勤務正規職員、この制度が導入されますので、柔軟な人事管理制度が行えるということです。

それから、経営責任者の明確化ということで、経営状況が良好でない場合、首長が理事長を解任できる、これも説明しました。

それから経営の透明性、これ、独立行政法人法の3条にあるんですが、第三者による評価委員会の設置によって、経営に関し、厳しい目が常に向けられる。

このことによって、この辺を丁寧に説明いたしました。

(発言する人あり)

○委員長（向後悦世） 議案の審査は途中でありますが、ここで、2時30分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時13分

再開 午後 2時30分

○委員長（向後悦世） 引き続き、議案の審査を行います。

ほかに。

企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） 高橋委員のほうから説明等でメリットについてということでした。

実は、実はということじゃないんですが、スライドの中で私どもその説明会行く前に独法化したところに、アンケートをかけておりました。議員の皆さんもこれ見られたと思うんですが、そして、その中で当該評価委員会の、独立行政法人にして、どのようなその感想があるかと、「とてもよかった」「よかった」「何とも言えない」「よかったと思えない」「よくなかった」というこの5段階のアンケートをとりました。「とてもよかった」という件数と「よかった」、これが80%の回答がありました。「何とも言えない」というのが4件あったんですが、これはまだ独法化してからまだこういう決算が見えてこないというところがあって……

(発言する人あり)

○企画政策課長（伊藤 浩） トータル件数は20件ですね、回答が20件中。

それともう1点、これは病院のほうが一般質問の中で答えたやつがあったんですけども、全国独立行政法人病院協議会、ここが58病院、独法に移行しているのは43法人あって、その中の病院数が58病院が回答があって、独法化前年度と、それから独法化以降の25年度の決算比の中で41病院ですね、58のうち41病院が70%が黒字であると。独法後に黒字となった、この41病院、70%の黒字となった病院の中で、独法後に黒字となったのは21病院あるという結果が公表されております。

以上です。

○委員長（向後悦世） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） 私はそういうことを聞いているんじゃないくて、現状の中で旭が独法化して、どういうふうによくなるのか、それを聞いているんですよ。

具体的に今、旭、公営企業全適でこういう問題があるから、だから独法にするんだと。デメリットの中でどういうメリットを出せるのか、それをどういうふうに検討しているか聞いたわけなんですけど、それがアンケートとった結果云々言いますけれども、これを独法にするのは、それぞれいろいろな事情があったからだと思うんですけども、それじゃなくて、独法にしたらどういうメリットがあるのか、それが第一じゃないですか。特に、まだ旭だって、これで交付税が年々減りますよね。今、約20億円来ているわけですが、増えたのは市と病院、ほぼ10億円ずつ増えているわけですよ。これが20億円という、中央病院、極端に言えば10億円減っちゃうでしょう。そうすると中央病院の経営なおさら厳しくなっちゃうわけですよ。

それでなくたって、25年度は約十七、八億円メリットあった中で、七、八億円の黒字化。なおかつ交付税が約10億円来ているわけですよ。そうすると二十七、八億円あって、実際8億円の黒字なんですよ、20億円赤字でしょう、実質。それが、今度は逆にこれから5年間で約10億円減っちゃうわけですよ。

ですから、そういうことを踏まえた中で、中央病院の経営をこういうふうにすれば、こういうことで維持できるんだと。むしろ市は、その何といたしますか、経営が主じゃないんですか。医者不足とか何とか、医者不足はこれは中央病院の事業管理者の何でも対応する。そんな中で、市の対応はやはり財政だと思うんですよ。だから、いずれにしましてもそういうアンケートとった云々じゃなくて、市が今まで市独自に検討委員会やった中で、独法にした中でどういうメリットがあるのか、そのメリットを聞きたいんですよ。

○委員長（向後悦世） 企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） 一番最初に新聞に載って、旭中央病院が危険な状態であるという何か新聞報道がありました。それを受けまして市長と私で病院のほうをアポとりまして、事業管理者と会いました。その中で、病院がこういう事態で医師不足ということが一番発端です。ですから、そのとき、24年4月1日ですね、14名の実働部隊の内科医がいなくなりました。ということを補うためにやはり独法だろうということに結論になったと私は思っております。

以上です。

○委員長（向後悦世） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） 課長、市長も14名云々って3.11ですか、14名減りましたと。じゃ、中央病院の決算書を課長見ているでしょう。ずっと合併以来、医師の数減っていますか、現実には。それで、そんな中でまた医師マンション建てたわけですよ。それで医師マンション、今どういう結果になっていますか。その辺お答えいただきます。

○委員長（向後悦世） 企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） そのときの医師不足というそのトータルの中の話もあるんですが、実働部隊ですね。要は救急を担うと、要は中間的なその医師がいなくなってしまったということの話を受けました。ですから、それからやはり医師確保というのを第一にやはり検討委員会のほうでもその辺を検討していただいたということでもあります。

以上です。

○委員長（向後悦世） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） 私はその細かい内容は分かりませんよ。これは決算書で見る以外ないわけですよ。そんな中でずっと合併以来の決算書見たって、医師が減っているという数字は全然載っていないわけ。毎年増えているわけですよ。それで、患者はどんどん減って、今入院患者、それから通院患者ですか、医師1人当たりの患者数は、よその病院と見たらかなり少ないんですよ。これはまたいろいろ内容があるでしょうけれども。

それで、そういう数字、病院から説明を受けたからって、それを市でうのみにするのか。ここの高級官僚がこの前言っていました。私がそれ調べて出したら、私はこの数字初めて見ましたという高級官僚いましたよ。本来なら私がその数字求めたら、こんなものはもう既にこういう現状ですよと出してくるのが本当。それが、逆に、いや私、こういう数字初めて見ましたと。今まで公営企業全適の中で、市は全然その病院には関与していないというのが現状なんですよ。その課長、減っている根拠どこにありますか。

○委員長（向後悦世） 企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） すみません、今資料見当たらずで。その私どもの説明のときに、その実働部隊14名が減ったということを各地区懇談会と、それから団体を集めた中にもその辺で説明しています。

今、それから増えているだろうということで高橋委員今おっしゃっております。私も先ほどもお話ししたんですが、事業管理者のほうでは定数的には300人ぐらいが今の規模からするとということもお話ありました。ですから、まだ足りないということだと思っております。

以上です。

○委員長（向後悦世） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） ここに私の手元にありますけれども、平成18年度末、医者が234人ですよ。それが24年度までしかありません。24年度259人、増えているんです。それで、3.11あったのは22年ですか。

（発言する人あり）

○委員（高橋利彦） 23年3月、医者が261人なんですよ。22年度末が259人、それが23年度末261人、14人減ったのがたった10日か20日で20人も30人も増えますかね。

○委員長（向後悦世） 企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） 資料、これが検討委員会の報告書という形で25年5月に出されたこの2ページにその言葉として書かれております。平成24年3月には医師数が前年比14名減、258名から244名と約5.4%の減少となりということで、ここに旭中央病院の現状という形で説明されております。

実際には、その後に補填されたということもあるんですが、これが医師数の経緯ということで、平成23年度、4月1日が258名、23年ですね。24年4月1日が244人、25年240人、26年240名、27年はまだ4月じゃないんですが、これが今のところ258名、これが多少伸びているということで今、病院のほうの数字いただきました。

ですから、23年から24年これはやはり減っていますね、14名ですね。これは事実だと思います。

○委員長（向後悦世） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） それは、どの数字を捉えて言うか分かりませんが、私は全部決算時点なんですよ。だから、病院はよく年度末に辞めて、4月1日は減るとか何とかいいますが、これは通したら今度は24年はまた増えるわけですよ。

だから、そういう中で市は本来ならきちんと把握していれば、病院の言うことだけでなく、当然市は把握する必要があるでしょう。予算決算、ちゃんと調整して議会に出すことになっているわけですよ。

それを出さないというのは、みんな病院任せというより病院に手も足も出ないという状態なんですよ。やっぱりもう市の大事な交付税を中央病院に出すんですから、市としては、もっと病院を管理、監督する義務があると思うんですよ。どうなんですかね、副市長。

○委員長（向後悦世） 副市長。

○副市長（加瀬寿一） その辺も何度も高橋委員からお話しいただいてるところです。

予算に関して言いますと、地方公営企業の旭中央病院は、予算のまず原案を作ります。それで市長が予算を編成して提案する。これはルールになっております。形として、その辺の部分も今までずっと中央病院、管理者のもとで、全て事業を運営しておりまして、予算を作ってきている。市としては、中央病院をこちら側といいますとまた誤解あるかも分かりませんが、こちらのほうでそこで指導といいますか、そんな形の部署はございません。あくまで、地方公営企業法の中で事業管理者が、ある一定の部分を除いて全ての代表となっております。その管理者のもとに、地方公営企業法第14条におかれます事務を置いております。

ですから、権限で守られたその管理者の上にこちらが誰をつけても、市長以外はそういう立場のものは置けないという判断をしております。

それで、病院のほうに市が関係するものとしましては、今具体的に事務部長おりますが、事務部長は旭市長から千葉県知事へお願いして派遣をいただいております。そんな形で病院のほうを見てもらっているという場面もございます。今まではそういう形でやっております。

○委員長（向後悦世） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） 市長は、事業管理者の任命権ありますけれども、私が思うには市長1人で果たして任命できるのか。例えば、市の人事でもそうでしょう。市長が全部の職員よく知っているわけないでしょう。そんな中で、ある程度の幹部集めて、そこで例えばこの人は課長にしようとかそういうことにするわけですよ。

だから、今なぜこの10年した中でこの任命権——任命権、市長はいいですよ。例えば任命委員会を作るとか、その選定するための。それから予算、結局市に出してきたら公営企業法にもありますよ。調整権を長が持っている。しかしながら、原案はできる限り尊重し、修正は最小限度にという一言があるわけですよ。そういう中で、当然市がこれだけの病院持っているんですから、その受け皿を作るべきだと思うんですよ。

そうじゃありませんか、副市長。余りにもこれは無責任だと思いますがね。これでは早い話が今、公営企業法の中でもう手も足も出ないから、独法にしちゃえと、それ以外何もないわけですよ。もう独法のよしあしの以前の問題だと思うんですよ。

そうでしょう。独法になって、公営企業全適が独法にして、どういうメリットがあるかも全然出せないわけでしょう。出せない中で、もうやりようがないから、なるべく責任逃れということで、独法にということじゃないんですかね。どう思いますか、副市長。

○委員長（向後悦世） 副市長。

○副市長（加瀬寿一）　まずはその独法のメリット、判断したの話、またもとに戻るかと思いますが、今の経営形態よりも独法へ移行した場合のほうが地方公務員法からの適用がなくなる、それはもうかなり大きなメリットだというふうに我々判断しました。

それと、評価委員会を、きっちりした評価委員会を作って評価していく。それがその2つありますので、その今よりは少なくともよくなる。そういう判断でございます。地方公営企業法を全適、病院に手も足もという話ですが、それと市長の任命権。あくまでこれは市長の管理者の任命は、あくまでも市長の専権事項だと思っております。

市長が例えば個人的にいろいろ思いがありまして、個人的な諮問委員会を作ってそういう判断をすることもあってもいいかと思いますが、今のところこれまでは市長の専権事項として市長ご自身の判断で任命してきております。

あくまでも今の状況の地方公営企業法全適の中央病院の代表者は管理者、我々はこの立場でというふうに考えております。

ただ、途中途中の意見交換なり、事務の調整等とかなり年々進めてきていることは、これは事実として報告いたします。

○委員長（向後悦世）　高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦）　公務員法とかいいですけども、どこが公務員法に云々というのあるんですかね。給料だって条例関係ないでしょう。中央病院で給料は独自に決められるんでしょう、今では。公営企業に全部やってあるわけですから、委託してあるわけですから。そうでしょう。それで、中央病院の規則か何かで決められるわけですね。市の職員は条例で議会出さなくちゃならない。病院は全部中央病院で決められるわけです。そんな中で、独法になったからって何てことないわけですね、給料だって。

それから、兼業禁止の問題ありますけれども、今だってどんどん民間病院へもやっているでしょう。そんな中でどこが違うのか。それは今度は独法になって、給料適当に決める。じゃ、この医者に3,000万円、この医者に5,000万円ってやったら、当然これは個人的にいろいろな問題あると思います。

それでなくたってこの前、月100万円の医師手当、いろいろ問題あるってやったでしょう。だから、そういう給料の問題も何もないわけですよ。公務員法の問題も何もない。その中で、だから独法と公営企業どこに差があるのか、メリットがあるのか、そこなんです。全然その答えがないわけです。

だから、きちんとそこ説明してくださいよ。説明できないでなぜこういう議案を出すのか。

以上です。

○委員長（向後悦世） 副市長。

○副市長（加瀬寿一） まず給料の話でございます。

こちらは高橋委員おっしゃるとおり、条例で給料を制定しているものではありません。地方公営企業法の中で、中央病院で給料表を作ってやっております。

ただ、これも今の給料表の使い方とすれば、その国や県を倣ってほぼ同じ給料表で、同じ経験者は同じ給料表のところへ張り付ける、それを代々、多分60年でしょうかね、やってきたと思います。

その違うというのを例えば主導的な医師をどうしても呼んでくる。例えばカリスマを呼んでくる。この町医者の人でかなりお客さんと呼べる人を呼んでくる。こういう場合に、年俸制をとったりそんな形もできるということでございます。

中でごたごたあるかも分かりませんが、そういうこともできる。それから、派遣の問題ですが、民間病院のほうへ行っている。その辺はどのくらい行っているか、ちょっと数分かりませんが、どうしてもやはりここは中核病院、地域の中核病院、東部中核の病院ということはどうしても週1回、ここを見てくれという形で動いているのが実態かと思います。

それも、ちゃんと派遣申請を受けての形で、職務免除等々を使ってやっているかと思います。

私からは以上です。

○委員長（向後悦世） 太田将範委員。

○委員（太田将範） 違いの分かる方々には違いが分かるんでしょうけれども、分からない方には分からないと、こういう議論になっておりますけれども、1点だけ先ほど市民への周知ということで、どれだけやられたのかということについては、市民の皆さんほとんど納得しておりません。何を議論しているんですかというのが実態です。

1年前、選挙のときですけれども、3分の2の方が独法って何ですかというのが、うちのアンケートの回答です。200事例以内ですから、それでも、まだ市がやったアンケートの事例よりはるかに多いというふうに思います。

反対の方が4分の1ぐらい、あと数%が賛成ですというような回答だったんですね。ですから、それについてそれから1年以上もたっていますけれども、市民の方々への周知徹底ということでは、先ほどありましたように地区懇だということが一つにはあります。

しかしながら、参加した方の数よりも職員の方々のほうが多いという、そういう中身だっ

たと思いますし、発言者の数も非常に少なかったと。発言の時間も非常に制限されていて、とても意見を聞くような状態ではなかったということが、私のほうの耳にも入っています。

その後、そのことはずっと市議会の一般質問の中でも議論されております。それについての積極的な意見というのは、まるっきりこの間聞かれていないんですね。ですから、それについてどういうふうにお答えをお考えになっているのかということについて、ご回答をいただきたいと思います。

○委員長（向後悦世） 太田将範委員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） 先日もある組織、団体の方が平成25年の地区懇ですかね、24年ですね。最初の説明行ったとき。その結果を私が550名、全地区で参加しました。そしたら、半分以上職員でしょうと。だけれども職員も市民だと思うんです。私どもも、課長会議の席の中で何回も議論しました。議論した中でやはり理解していただいて、職員も課長会議でも何回もやりました。そういうのでやはり皆さんに周知をお願いしたいということを含めて、ですから職員だったから一般の人が聞いていないよという、ちょっとそれは550名が集まって説明をしたわけですから、ということが私のほうの結論です。

○委員長（向後悦世） 木内欽市委員。

○委員（木内欽市） 黙って聞いていようと思ったけれども、それは職員だけ職員があつてで執行に発言できますか。そうじゃないでしょう。それは職員の人数じゃなくて、今太田委員の言うのとは意味違いますよ。だから、職員は市民だけれども、あの中で職員が市長やあなた方にこうしたらいいでしょうと言った職員何人かいますか。一人もいないでしょう。だから、あなたが言っているそれは意味が違うよ。

それは職員には違いないけれども、市民には違いないけれども、それと太田委員が言っているのは違うよ。おかしいよ、その答弁。そうじゃなくてあれでしょう、地区懇は本当の限られた時間、ビデオ半分やっていて、それなら中央病院のそういうやつの場を設けて説明したらという意味だと思いますけれども、課長の今の聞いていて、思わず、すみませんけれども、どうですか、それ。

○委員長（向後悦世） 企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） そういうことで、私もその意見はなかったんですが、やはり職員間の中にもそういった内部での説明を今までやってきました。たまたまその会場で半分近い職員であつて、そこで意見は出ませんでした、参加したということ。

私どものほうも実際には市民の方に一定の時間で全てを説明してというのは、やはり無理があるのかな、そういうことで職員にも周知徹底をして、例えば近所親戚、聞かれたらそういうように説明をしてほしいと、そういうような統一した考え方ということの周知はしたつもりであります。

以上です。

○委員長（向後悦世） 太田将範委員。

○委員（太田将範） 職員の方々にそういう要請をしたということで、どういう効果があったのか具体的な意見として出してください。

○委員長（向後悦世） 企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） そこがどうだったかというその結果の確認はしておりますが、聞かれたよということで企画政策課のほうへちょっとこの点はどうなのというのは、何件かありました。

以上です。

○委員長（向後悦世） 太田将範委員。

○委員（太田将範） 昨年の6月議会以降、明智市長も市民の皆さん、職員の皆さん、そういったところから全て聞き取った上で慎重に判断するというので、6月議会、9月議会ずっとやってきているんですよ。12月議会になっていきなり独法化するというのでつながりが全くない。これで、やはり市民の皆さんが納得できたかどうかということについては、課長断言できるのかどうか、ちょっとお考えを聞かせてください。

○委員長（向後悦世） 企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） 市民の皆様が理解しているか、そういうことから結論の方向性を出せるかと。実際に、皆さんからの全てのアンケート調査とかはしていません。ですから、市民の皆様がよく理解しているかという結果については把握はできておりません。

しかし、いろいろな形で議会等の一般質問等もあります。そういうのも、議会報なんかで表に出ていってということは皆さん承知していると思います。

それから、検討委員会の結果について、ホームページ等で議事録を全て公開していますので、それを見ていただいて理解されている方はいるのかなという判断をしているところであります。

以上です。

○委員長（向後悦世） 太田将範委員。

○委員（太田將範） 情報に関して、非常に疎い方と敏感な方といらっしゃると思いますが、この問題につきましては、旭市民のほとんどの方々の了解がないと先に進んではいけない事項だと私はそう考えます。

ですから、その現在でもまだそういう形で、市民の皆さんの意見を聞くという機会を今後でも設けるべきだというのが私の考え方です。ですから、逆に言いましたらもう住民投票でやっても、市民の皆さんの意見を聞くべきだと思います。

以上で終わります。

○委員長（向後悦世） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） 結局地区民を集めた会議、これは職員であっても市民という先ほどの話、これは当然だと思うんですよ。しかしながら、これは職員が率先して出席したのが、答えは当然率先して出席したということになると思います。

そんな中で、職員に周知徹底するというところでございますが、果たして職員が先ほどの説明を聞いている中でどれだけ理解したのか。今、今までのこの委員会の中で、説明するほうも十分説明ができていない中で、なぜ独法がいい、答えは簡単なんです。なぜ公営企業がいいのか、なぜ独法がいいのかと2つに1つの選択肢だと思いますよ。その中で職員もなぜ独法がいいのか、市民に説明を求められたとき、職員がどれだけそのメリットを、独法のほうがいいんだよという答えを出せるのか。

また、この委員も同じだと思います。今までの説明では、何ら独法のメリットがないわけです。説明がない、具体的にないわけです。そういう中で、職員はどういうふうに理解し、納得して市民に説明しているのか伺います。

○委員長（向後悦世） 企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） これは私どものほうの一方向的な説明、意見も聞いて課長会議でも4回くらいやっています、いろいろな意見を聞いて。それを結果どうだったという、そこまではやっておりませんので、まず職員からその辺を共通認識を持っていただきたいということの市長の思いもありまして、私それから担当、やって意見交換会、1時間ぐらいのディスカッションをしています。その結果を効果どうだったのということになると、そこまでの確認はしておりません。

ですけれども、何人か、そういうことでこの問題はどうかということで企画政策課のほうへ来たこともありますので、方向性、結果としてそういうような効果が出てはきたのかなというふうな感じは受け取りました。

以上です。

○委員長（向後悦世） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） そういうことで、検討委員会で検討したということであれば、ここにいらっしゃる課長の何人かはその中に出席していると思いますが、その中で総務課長は当然出ているでしょう。独法のメリット、検討委員会どういう結論が出たのかお尋ねします。

○委員長（向後悦世） 総務課長。

○総務課長（堀江通洋） 先ほど副市長からもありましたように、まず地方公務員法の撤廃、一つ例を挙げれば、医者の方々が開業医をやっている医者が技術がいい医者を週1日呼んで、お客を見てもらう。それから、今の高橋委員も言っていましたけれども、今の公営企業全適でも、職員が研修なりそういう派遣で行っているだろう、同じだろうと言いますが、やっぱり地方公務員法に縛られると兼業の禁止で制約されてしまう。それが医者を確保するのに当たって、だいぶ開けてきます。そういうことが医者も自由に自分で1週間のうち3日中央病院に勤めたら、技術のすばらしい大学病院に行きたいんだとか、そういうものが非常に自由にできる。お互いに医者にもメリット、それから中央病院にもメリットがある。そういうことが、まず人事管理の面で一つ。

あとは、そうですね、急に振られましたのでこの辺で失礼します。

○委員長（向後悦世） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） こういう重要な検討委員会の検討事項の答え、それを総務課長が覚えていないというのはちょっと、これは私はクエスチョンですよ。

それから、今言いました開業医1日中央病院来ても何も臨時職員でいいじゃないですか。それから、市だってあれでしょう、県とか何とかに研修に行かせるでしょう。それは、よくまだ震災復興だとか何とかって東北へ送っている市町もありましたよね。それは、その中でできるわけですよ。ですから、何ら問題ないじゃないですか。

そういうこれはちょっと詭弁になっちゃう。だから全然検討委員会では検討していないということなんですよ。自分らで理解、納得できないで、それで今度は独法の議案出してきて、執行部が出したものだから通せと、これはちょっと理不尽じゃないですかね。もしそれで何かありましたら、答弁いただいて。

○委員長（向後悦世） 副市長。

○副市長（加瀬寿一） またも繰り返しになります。すみません。

とにかく地方公務員法から外れる、それから外の厳しい評価がある、それとこれまでとは

比べものにはならない情報公開をしていく必要があるということをお願いしまして、ご理解をお願いします。

以上です。

○委員長（向後悦世） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、議案第14号及び35号の質疑を終わります。

続いて、議案第15号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） 本会議場で説明したとおりですので、特にございません。

よろしくお願いします。

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。

林晴道委員。

○委員（林 晴道） この貸付条例なんですが、市内に存在する医療機関に業務従事した場合ということであるんですが、市内の医療機関は幾つあるものなのでしょうか。

それから、その支度金を返還しなくていいというのは、当該従事期間が2年ということになっているんですが、なぜ2年にしたのかその辺のところ、近隣だとかと比較されたと思うのでお願いいたします。

○委員長（向後悦世） 林晴道委員の質疑に対し、答弁を求めます。

○企画政策課長（伊藤 浩） 市内の病院数20件ちょっとの病院があると思います。そこに従事した場合のということの対象です。

それから2年というのは、先進地の先行してやっている自治体があります。そこは、支度金、育英奨励金等のやつであるとして、在学の期間、その辺がずっと支援をするわけですから、4年というのがあるんですが、私どものほうのやつは支度金という形で一時金なものですから、2年が適当であろうというような結論で2年にしたものであります。

以上です。

○委員長（向後悦世） 林晴道委員。

○委員（林 晴道） その市内に存在する20件ですか、その医療機関なんですが、自治体病院であろう旭中央病院においては、そういうものがこの人は2年勤めましたよというようなのは、何となく管理、監視できるのかなというふうには思うんですが、ほかの民間の病院に対して、そういうような確認をとる方法、そういうものは何かあるのでしょうか。

○委員長（向後悦世） 企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） その辺のこれからのその運用規定、この辺をこれから作ってまいりますので、その辺での確認事項をしっかりと盛り込んでいきたいと思っております。
以上です。

○委員長（向後悦世） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、議案第15号の質疑を終わります。

続いて、議案第16号について、担当課より補足して説明がありましたら、お願いいたします。

総務課長。

○総務課長（堀江通洋） 本会議において、議案第16号の補足説明をした以外に、ここで補足説明をするのはありませんので、よろしくご審議のほどお願いします。

○委員長（向後悦世） じゃ、ちょっと待ってください。

特にないようですので、議案第16号の……。

高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） ここに、この条例は平成27年4月1日からということになっていますが、今の教育長ですか、教育長を含めて全てほとんど今までに選任されていますよね。その中で、これはどういう意味をなすのかお尋ねします。

○委員長（向後悦世） 総務課長。

○総務課長（堀江通洋） 附則において、この条例は27年4月1日から施行し、同日以後に任命された教育委員会教育長に適用するというので、次回現教育長が代わられたときに適用することです。施行は4月1日です。条例そのものの施行。

○委員長（向後悦世） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） そうしますと、今任命されている教育長はそのままこれは適用されないと。それで、次の教育長からこれが適用されると、そういうことですね。

○委員長（向後悦世） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、議案第16号の質疑を終わります。

続いて、議案第21号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

○委員長（向後悦世） 総務課長。

○総務課長（堀江通洋） 同じく議案第21号についても、本会議で補足説明したとおりでございますので、よろしくご審議のほどお願いします。

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。
ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、議案第21号の質疑を終わります。

続いて、議案第22号について担当課より補足して説明がありましたら、お願いいたします。
総務課長。

○総務課長（堀江通洋） 同じく議案第22号についても、本会議で補足説明した以外に説明することはございませんので、ご審議のほどお願いします。

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、質疑ありましたらお願いします。
（「なし」の声あり）

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、議案第22号の質疑を終わります。

続いて、議案第23号について担当課より補足して説明がありましたら、お願いいたします。
総務課長。

○総務課長（堀江通洋） 議案第23号についても、本会議で補足説明したとおりでございます。
よろしくご審議のほどお願いします。

○委員長（向後悦世） 補足説明がないということですので、質疑ありましたらお願いいたします。
高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） この独法をとるかとらないか、これは別にして、例えばこの中央病院の評価委員ですか、日当1万3,000円、これかなり重要な部分を担う中で果たしてこれで人が集まるのかどうか、お尋ねします。

○委員長（向後悦世） 企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） この金額につきましては、千葉県の先進ということで東金九十九里医療センター、それとさんむ医療センター、この2つの独法の自治体での評価委員会の金額が1万3,000円でした。その辺等と調整をいたしまして、計上したものであります。
以上です。

○委員長（向後悦世） よろしいですか。
高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） 中見るのも規模が違うと思うんですよ。そんな中で、これはどういうふうに考えているのか。

○委員長（向後悦世） 企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） どのぐらいの規模というか、頻度と時間を要するかというのは、まだ先進地のほうでの状況を聞いて、その説明によって、この辺の金額での理解したわけなんです。そういうことでやはり先進地とはちょっと異なると、時間帯とかそれから審議の量、なってきた場合には、またこの内容については再度検討するということも考えております。

以上です。

○委員長（向後悦世） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

木内欽市委員。

○委員（木内欽市） これ14号。

○委員長（向後悦世） 違う23号。

（発言する人あり）

○委員（木内欽市） ちょっとすみません。関連というか、たしかこの表、中央病院のこれを相当熟練したという人でないと、中期計画とか定められないと思うんですが、今言ったように日当1万幾らの人で、それは失礼か分からないけれども、このコンサルか何か頼むんですか、やっぱり。

○委員長（向後悦世） 企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） これはコンサルではありません。

（発言する人あり）

○企画政策課長（伊藤 浩） これは評価委員会ですから、中期計画で定めたものをチェック機関です。ですからあとは業務実績等、そういうものの審査ですね、評価します。ですから、民間のそういったそのコンサルをということではない話ですね。

○委員長（向後悦世） 木内欽市委員。

○委員（木内欽市） こういうのは新たなやつで、その360億円の経営のこういうのにこの人ってどの人か分かりませんが、これちょっと不安なもので、もうちょっと詳しく教えて。

○委員長（向後悦世） 総務課長。

○総務課長（堀江通洋） 先ほど企画課長のほうから九十九里、さんむ、そういうものを見て日額1万3,000円ということで設定をさせていただいたという説明がございました。あくまでも、中央病院のこの評価委員会、1日で物事を終わりにするというものではありません。何日かかかった場合には、日額1万3,000円の報酬でやっていただくということですので、旭の場合には監査委員とか農業委員の方の報酬等も考えますと、日額で1万3,000円、立派な人、学識経験のある方をお呼びするのにはちょっと少ないかなという意見もあるかと思いますが、ほかの2つの病院等を見ますと1万3,000円であったものですから、同じにしたということでございます。

○委員長（向後悦世） よろしいですか。

林晴道委員。

○委員（林 晴道） すみません。先ほどはこの評価委員会と独法化のその役員の立場のつり合いということで言ったんですが、今回この金額のほうのつり合いはどういうものなのか。この評価する人がこの程度で役員となる人がもしくは10倍とかそういうことでは、なかなかこれはちょっとどうかなと思うんですが、つり合いはいかがなんでしょうか。

○委員長（向後悦世） 総務課長。

○総務課長（堀江通洋） 理事会の理事、役員については、要するに会社の常勤と同じように役員と同じように、365日執務というか、常勤でございますので、そこらは報酬が幾らになるかはちょっと病院のほうで決定するもので分かりませんが、常勤と日額ではやっぱり差はあろうかと思います。

以上です。

○委員長（向後悦世） いいですか、林晴道委員。

○委員（林 晴道） すみません。常勤と日額という、普通だったら日額のほうが高いのかなと僕イメージなんですけれども、その辺のところがやはりその評価する人たちの議会の関与がなくなって、もうこっちで行くわけですから、やっぱり人数も少ない中でしっかりとした立場だとか、そういうものをとってもらいたいなと、つり合いを給与面でもとれていなくてはいけないのかなというふうに思いますので、お願いします。

○委員長（向後悦世） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、議案第23号の質疑を終わります。

続いて、議案第24号について担当課より補足して説明がありましたら、お願いいたします。

総務課長。

○総務課長（堀江通洋） 議案第24号についても、本会議で補足説明した以外に説明すること
ございませんので、よろしくお願いしたいと思います。

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、質疑ありましたらお願いいたします。
（「なし」の声あり）

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、議案第24号の質疑を終わります。

続いて、議案第25号について担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

総務課長。

○総務課長（堀江通洋） 議案第25号についても、本会議で補足説明いたしました。ここで、
補足して説明することもございませんので、よろしくお願いしたいと思います。

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、質疑ありましたらお願いいたします。
（「なし」の声あり）

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、議案第25号の質疑を終わります。

続いて、議案第26号について担当課より補足して説明がありましたら、お願いいたします。

総務課長。

○総務課長（堀江通洋） 同じく議案第26号についても、本会議で補足説明しておりますので、
そのほか追って補足説明することはございませんので、よろしくご審議のほどお願いします。

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。
（「なし」の声あり）

○委員長（向後悦世） 続いて、議案第39号中の所管事項について、担当課より補足して説明
がありましたら、お願いいたします。

財政課長。

○財政課長（林 清明） それでは、議案第39号、平成26年度旭市一般会計補正予算（第6
号）について、補足説明を申し上げます。

本会議でも申し上げましたが、改めて予算の規模を説明いたしますと、今回の補正額
8,720万円を加えた後の予算規模は312億5,390万円となっております。

補正予算書の7ページをお願いいたします。

18款繰越金について申し上げます。

現計予算額は16億8,149万円で、今回補正財源に必要な1,903万円を計上したところであり
まして、補正後予算額は17億52万円となります。なお、前年度決算に基づく繰越金19億

8,737万4,000円から、補正後予算額17億52万円を差し引いた2億8,685万4,000円が繰越金の留保額となるものであります。

以上です。

○委員長（向後悦世） 担当課の説明は終わりました。

議案第39号について、質疑がありましたらお願いいたします。

特にないようです……

（発言する人あり）

○委員長（向後悦世） すみませんでした。

太田將範委員。

○委員（太田將範） 先日もちょっと説明を受けたんですけれども、事業の概要が非常に分かりづらいということで、ちょっとどういうイメージを持ったほうがいいのか、その辺ちょっとお聞きしたいんですけれども、地域住民緊急支援交付金と、それから先行型事業ということですか、それと企画費の7番ですか。その辺どういう事業なのか、ちょっとイメージが湧かないので、ご説明をお願いしたいと思います。

○委員長（向後悦世） 太田將範委員の質疑に対して、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） 7の企画費ですね、ここの委託料の先行型事業のコンサルティング業務委託料、それと総合戦略支援業務委託料、この説明ということでよろしいでしょうか。

まずコンサルティング業務委託料ですが、これは内容につきましては、小さな拠点形成事業となっておりまして、小さな拠点を形成するための推進支援業務委託であります。事業費が720万4,000円。この事業は、旭市の宝である、また地域の特性とも言える旭中央病院について、病院周辺にヘルスケア産業の集積であるとか、それから地域包括ケアシステムの構築をすることを目指すとともに、関連事業の誘致をして、小さな拠点の形成を図るということについての調査、研究等を行うことを目的としております。

本市も策定予定の地方総合戦略におきましては、まち・ひと・しごと創生に関するものであることから、その中に盛り込むべき施策の一つとして、人づくり、それからもう一つは人の流れ、それから3番目として結婚、出産、子育て、4番目としてまちづくりに係る各分野に幅広くカバーすることを望まれておりますので、とりわけ仕事づくりはそのまち・ひと・しごと創生の好循環を生み出す最重要分野であるということから、十分に位置付けることは

必要となっております。

魅力あるまた良質な雇用の創出を図り、旭市における地方創生の核となるような、このそういうような事業となるように調査、研究をしていきたいということの事業であります。

それと、この下の総合戦略の業務委託料、ここにつきましては、来年度旭市総合戦略及び人口ビジョンの策定を予定しておりまして、その策定業務に関する経費であります。平成26年11月28日にまち・ひと・しごと創生法が制定されまして、同法の10条に基づきまして市町村も国の総合戦略を勘案しまして、区域の実情に応じたまち・ひと・しごとの創生に関する施策について、今後約5か年の目標や短期、中期の施策の基本的な計画等をまとめ、いわゆる地方総合戦略を定めようということに努力義務とされております。その政策を、これは交付金来るわけなんです、そういったもので総合戦略をこれから作っていくという業務委託ですね、それを企画のほうで予定しております。

以上です。

○委員長（向後悦世） いいですか。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、議案第39号の質疑を終わります。

以上で、付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（向後悦世） これより討論を省略して、議案の採決をいたします。

議案第1号、平成27年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（向後悦世） 賛成多数。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第9号、平成26年度旭市一般会計補正予算（第5号）の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（向後悦世） 全員賛成。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第14号、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院評価委員会条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（向後悦世） 賛成多数。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

議案第15号、旭市看護学生入学支度金貸付条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（向後悦世） 全員賛成。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

議案第16号、旭市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例及び勤務時間等に関する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（向後悦世） 全員賛成。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

議案第21号、旭市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（向後悦世） 全員賛成。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

議案第22号、旭市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（向後悦世） 全員賛成。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

議案第23号、旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（向後悦世） 賛成多数。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

議案第24号、旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（向後悦世） 全員賛成。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

議案第25号、旭市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（向後悦世） 全員賛成。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

議案第26号、旭市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（向後悦世） 全員賛成。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

議案第35号、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院定款を定めることについて、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（向後悦世） 賛成多数。

よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

議案第39号、平成26年度旭市一般会計補正予算（第6号）の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（向後悦世） 全員賛成。

よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査を終了いたします。

なお、委員長報告につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(向後悦世) ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

所管事項の報告

○委員長(向後悦世) 次に、所管事項の報告に入ります。

報告がある所管課は随時報告してください。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長(加瀬正彦) それではお手元にこのA3のつづり、折り曲げてありますけれども、これがお配りしてありますので、これをご覧いただきたいと思います。

事務事業評価の概要についてご報告するものでございます。

よろしいでしょうか。

平成26年度でございますが、同一の施策に関連する事業を中心に78の事業を対象として実施いたしました。

このうち、幾つかの事業をまとめて評価したり分割したりしたものがございましたので、最終的には84の事務事業について評価を行っております。評価に当たりましては、職員の意識改革、庁内議論の促進、施策等を意識した評価の推進、改善策等の実効性の向上の4点を重視して取り組むことといたしまして、担当課による評価を実施し、その後、一部の事業につきましては、行政改革推進委員会による外部評価、それから市長を中心とした内部組織での二次評価を実施しています。その一覧を取りまとめたものでございます。

この表の見方、それから概要をご説明いたします。

まず左から所管課、事業名と続きまして、その次に成果とコストについての黒い矢印があります。この矢印は評価による今後の方向性を示したもので、例えば一番上の広報活動費の広報あさひの発行業務では、成果は上向きの矢印としてありますので向上することを、また、コストは矢印がないので現状維持ということを表しています。

恐縮ですが、資料の最後の4ページ目をご覧いただきたいと思います。一番下の中央にある表をご覧いただきたいと思います。

今回84の事業について、こうした矢印の組み合わせを集計しております。

成果を向上させてコストを削減するものが29、成果を向上させてコストは現状維持とするものが26、成果を向上させてコストも若干増加するものそれが9、成果は現状維持とし、コストを削減するものが8、成果もコストも現状維持が8、廃止・休止の方向性を出したものが4となっています。

資料の見方の説明に戻させていただきますが、ページはそのまま4ページでお願いいたします。矢印の右側になりますが、外部評価と二次評価を実施したことを示しています。その右側は平成26年度と27年度の当初予算ベースで事業費と一般財源を比較したもの、さらにその右側には予算増減の主な理由を記載しています。

事業一覧の下、合計欄をご覧くださいますと、評価した84事業について平成26年度と27年度の当初予算を比較ということで、事業費ベースでは2億7,598万3,000円の減、一般財源ベースでは5,792万5,000円の減となっています。

次に、一覧表の右側にある事業費削減（減）、改革改善案（改）の欄の説明です。これは各担当課で事業を評価いたしまして、事業費の削減余地はないのか、あるいは今後の方向性を踏まえて、事務事業をよりよいものにするためにはどのようなことを実施していくかについて考えた結果を要約して記載しております。

これに基づきまして、27年度の予算へすぐに反映できたものについて、その効果額を記載したというのが一番右側の欄となっています。こうした効果額の総額は今ご覧いただいている4ページの一番右側の合計欄に示しています。2,487万6,000円の減と、さらにその下には内訳を記載しておりまして、コスト削減効果があったものとして2,662万1,000円の減、事業の成果を向上するために予算の増額を行ったものとして174万5,000円の増ということでございます。

以上、26年度の事務事業評価につきまして、概要を説明しております。

今後も評価結果に基づく改革改善案の具体化に努めていくとともに、事務事業の見直しや予算への反映を通じまして市の行財政運営の改善に役立てていきたいと考えております。

なお、資料につきましては、後ほど細かくご覧いただければと思いますので、よろしくお願い致します。

行政改革推進課からの報告は以上でございます。

○委員長（向後悦世） 企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） それでは、企画政策課から国の交付金の配分について、説明させていただきます。

26年度旭市復興交付金（第11回申請分）配分概要と書かれた資料をお開きください。

この資料は2月27日に国から東日本大震災復興交付金が配分されましたので、その内訳を記載したものであります。今回はここにあります事業が交付金の対象となっておりまして、それぞれの交付金の額と事業概要について説明いたします。

まず1の飯岡中学校改築事業ですが、国からの交付金の配分額は2億8,826万9,000円です。

内容といたしましては、事業概要欄にありますように、体育館と校舎の平成27年度分の事業費に充てるものです。

続きまして、2の津波避難道路整備事業（横根三川線）ですが、配分額は2億5,506万8,000円です。内容といたしましては、平成27年度分の工事費に充てるものです。

続きまして、3の災害公営住宅家賃低廉化事業ですが、配分額は1,867万9,000円です。内容といたしましては、災害公営住宅に入居されている方の居住の安定確保を図るため、家賃を低く設定しましたので、その分につきまして、国から措置されるものであります。

続きまして、4の東日本大震災特別家賃低減事業ですが、配分額は201万7,000円です。内容といたしましては、災害公営住宅の入居者のうち、特に所得が低い世帯は家賃をさらに低い額に設定することになりますので、その差額について国から措置されるものであります。これらを合わせますと、今回5億6,403万3,000円の交付金を配分していただきました。

この交付金につきましては、今回を含めて8回配分いただいております、累計しますと総額で26億7,648万2,000円となります。

以上で説明を終わります。

○委員長（向後悦世） 財政課長。

○財政課長（林 清明） それでは、財政課からは訴えの提起に関しまして、その経過と結果をご報告いたします。お配りいたしました資料をご覧くださいと思います。

本件は市有地に係る抵当権抹消登記請求訴訟でありまして、昨年の9月議会で議決をいただいて訴訟を提起したものであります。訴えの要旨は、旭市が所有する土地、旧海上中学校跡地について、抵当権者の相続人に対して昭和46年10月30日弁済を原因とする抵当権抹消登記手続きをするよう請求したものであります。

経過及び結果についてですが、昨年の9月30日に銚子簡易裁判所へ訴状を提出いたしました。11月5日に口頭弁論があり、相手方は欠席でありました。11月12日に相手方に抹消登記手続きをするよう判決の言い渡しがあり、判決文が相手方に到達してから2週間後の12月4日に判決確定となり、その後判決分を登記原因証書として抵当権抹消登記申請を行い、12月

12日に登記が完了いたしました。

以上です。

○委員長（向後悦世） 担当課の説明は終わりました。

それでは、ただいまの報告について何かお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

何かございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（向後悦世） 特にないようでございますので、所管事項の報告を終わります。

○委員長（向後悦世） 以上をもちまして、本委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでございました。

閉会 午後 3時51分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会総務常任委員会委員長 向 後 悦 世